

東海地震等からの復興準備計画検証調査

報 告 書

平成12年3月

国土庁 防災局

－目 次－

第1章	調査の概要	1
1.1	調査の目的	1
1.2	調査のフロー	2
第2章	復興準備計画及びその作成指針のフレーム	3
2.1	復興準備計画のフレーム	3
2.2	作成指針のフレーム	6
第3章	施策内容の再整理	8
3.1	施策メニューの構成（広域対応等）	8
3.2	関連法制度の動向	16
第4章	有識者ヒアリング及び自治体アンケートに基づく計画の検証	18
4.1	ヒアリング調査の概要	18
4.2	総則について	19
4.3	分野別事項について	26
資料編		
資料1	復興準備計画の検討に関する有識者ヒアリング調査結果	39
資料2	復興準備計画の検討に関する自治体アンケート調査結果	47

第1章 調査の概要

1.1 調査の目的

発生の切迫性が指摘されており、かつ発災した場合にその被害が大規模、広域となることが予想されている東海地震や南関東地域直下の地震に対しては、発災直後から復興対策を迅速かつ計画的に推進する必要があることから、あらかじめ事前復興計画¹の作成等の研究をするべきである旨の防災基本計画に基づき、平成7年度から平成9年度にかけては東海地震について、平成10年度については南関東直下型地震について、復興準備計画策定調査を実施し、それぞれ策定指針を作成してきた。

しかし、復興準備計画自体は各都道府県及び市町村が作成するものであり、当該策定指針の有効性等について判断するために、各関係自治体に対する本指針の被災時における実効性の検証作業が必要不可欠である。

このことから、本調査では、当該策定指針の有効性、必要性等について自治体等へのヒアリング等を実施することにより検証し、被害の想定される地方公共団体において実践的な復興準備計画が作成されることが可能となるよう、より実践的な復興準備計画の策定指針を作成することを目的とする。

なお、今回調査の対象とする指針については、特に発災の切迫性のある東海地震の復興準備計画策定指針について行うものとする。

¹ なお、「復興準備計画」は、従来「事前復興計画」として取り扱っていたものを、概念等をより解りやすくするため、平成10年度より使用することとしている。

1. 2 調査のフロー

本調査のフローを以下に示す。

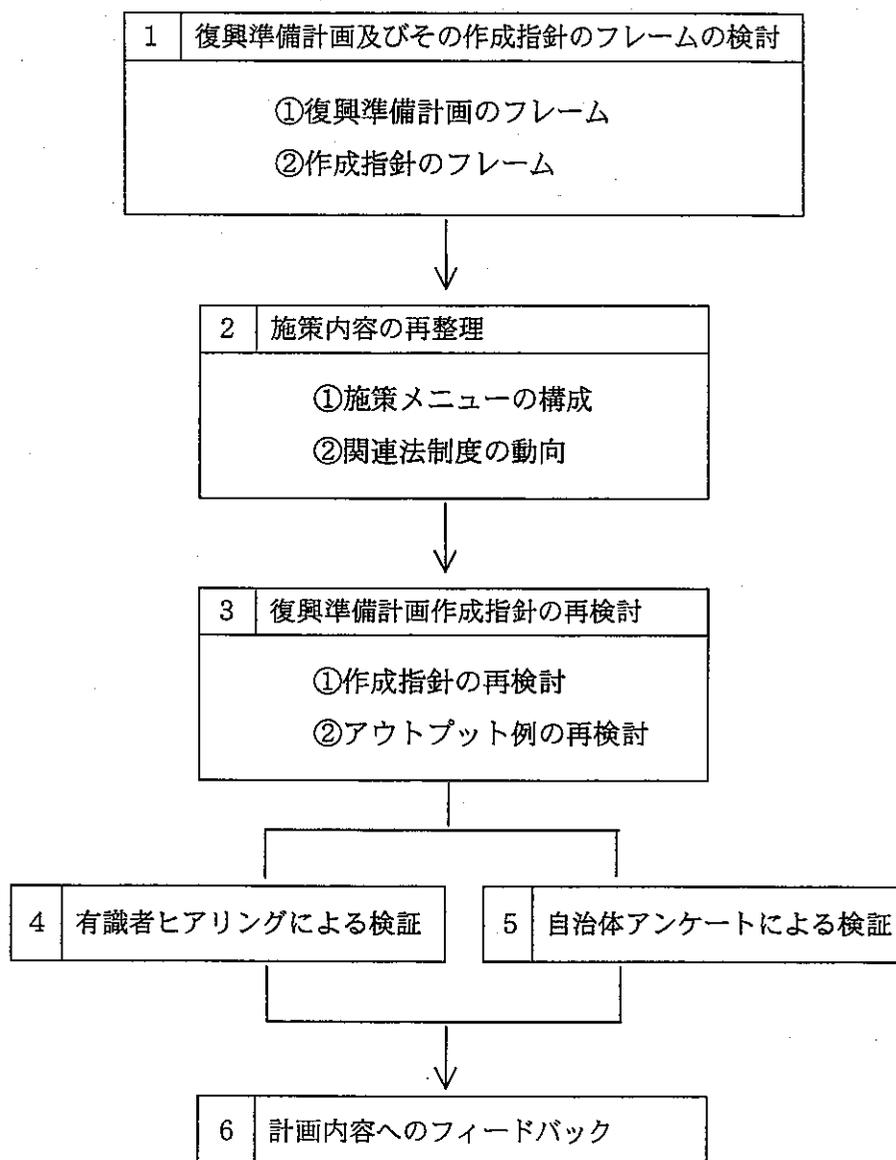


図1. 1 調査のフロー

第2章 復興準備計画及びその作成指針のフレーム

2.1 復興準備計画のフレーム

有識者ヒアリング、自治体アンケートによって復興準備計画を検証するにあたって、復興準備計画の目的、位置付け、項目構成、各項目の計画内容について検討を行った。

(1) 復興準備計画の目的

復興準備計画の目的は、『平成9年度東海地震等からの事前復興計画策定調査報告書』（以下9年度報告書という）、『南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書』（以下10年度報告書という）を基本に、復興マニュアルの考え方について検討を行った『平成8年度復興施策検討調査報告書』（以下8年度報告書という）を含め、検討を行った。その結果、以下に示す3点が復興準備計画の目的としてあげられた。

- ①被災後に復興対策を円滑かつ迅速に行うための準備として、復興対策の手順、内容、実施体制、留意点等の対策計画を明らかにしておく。
- ②被災後の復興対策を円滑かつ迅速に行うために、事前に行っておくべき対策を明らかにする。
- ③被害想定を前提として、被災後に実施する復興施策の方向性、復興計画作成の指針をとるような計画のたたき台を予め作成しておく。

* ここでいう「復興計画」とは県、市町村等が実施する復興対策を市民や国等対外的に広報・アピールする目的で公表される計画を指すものではなく、対策の実施に当た必要となる方針、手順、内容、実施体制、計画数量、計画図面等が記述されている（内部的な）復興対策計画を指す。

(2) 復興準備計画の位置づけ

目的と同様に、平成8年度、9年度、10年度報告書を踏まえ、検討をおこなったところ、復興準備計画の位置付けのポイントとしては以下の4点があげられた。

- ①復興準備計画は、被害想定を前提として、被災後に実施する復興施策の指針、復興計画のたたき台となることを目的として予め作成しておく計画であり、現状では県、市町村が任意に作成する計画である。
- ②復興準備計画の内容は、地域防災計画の中の復旧・復興対策、予防対策（事前対策）に反映することにより、両者の整合を図る必要がある。
- ③復興準備計画は、原則として既存のマスタープラン（総合計画（基本構想、基本計画）、都市計画等）と整合をとる必要がある。
- ④復興準備計画作成時の検討において、日常の計画にも反映すべき点が見出せれば、「総合計画」や「都市計画」等へのフィードバックも考えられる。

(3) 復興準備計画の項目構成（範囲）

復興準備計画の項目構成は以下の考え方にに基づき設定する。

- ① まず前段において、本計画の目的、位置づけ、計画の前提等を明確に定義しておく。
- ② 復興対策を実施するための体制、財源に関する事項は、その他のすべての対策の前提となるため、前段部分において表記しておく。
- ③ 分野別に対策を整理するとともに、対象とする分野としては、計画策定主体である県や市町村が全庁的に取り組むとともに、そうした意思統一が図られるように幅広く各分野をカバーしておくことが望ましい。
- ④ 地方公共団体が復興対策を検討する際には、各地域ごとの従前の地域特性及び被害特性を踏まえ、復興対策を横断的かつ総合的にみる視点が必要となる。従って、各分野別の対策を各地区別に横断的に見た際の課題、留意点、重点対策等を整理しておくことが望ましい。
- ⑤ 復興準備計画の項目構成については、各地方公共団体の状況に応じ独自の項目設定を行うことが望ましい。

以上の考え方を踏まえ、設定した項目構成の例を以下に示す。

表 2. 1 復興準備計画の項目構成

第1部	総則	第1章 計画の目的 第2章 計画の位置づけ 第3章 計画の前提（被害想定、既存計画） 第4章 復興体制 第5章 復興財源の確保
第2部	分野別事項	第1章 被災状況調査 第2章 復興計画の策定 第3章 市街地・集落の復興 第4章 都市基盤の復興 第5章 生活再建支援 （雇用対策、ボランティア等を含む） 第6章 地域経済復興支援 第7章 医療・保健・福祉の復興 第8章 教育・文化の復興 第9章 情報発信・相談業務
第3部	地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策	第1章 木造密集住宅地 第2章 丘陵地、人工造成地の住宅地 第3章 都市型業務・商業地 第4章 漁業集落地 第5章 農業集落地 第6章 山村集落地 第7章 観光地 第8章 歴史的町並保存地区 第9章 港湾地域

(4) 各項目の計画内容

各項目において作成し、計画書に盛り込むべき内容について検討を行った。各項目において検討すべき計画内容は以下のとおりとする。

表 2. 2 各項目の計画内容

構成		計画内容
第1部	総則	①復興準備計画の目的（第1章） ②復興準備計画の位置づけ（第2章） ③復興準備計画の前提（第3章） ④対策項目ごとの施策メニュー、手順、手法、内容、方針、留意点（第4章、第5章） ⑤必要となる事前対策（第4章、第5章）
第2部	分野別事項	①対策項目ごとの施策メニュー、手順、手法、内容、方針、留意点（各章） ②被害想定に基づく計画図面、計画数量（各章） ③必要となる事前対策（各章）
第3部	地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策	①従前の地区特性（各章） ②被害の特性（各章） ③復興対策上の課題、留意点（各章） ④重点施策（各章） ⑤必要となる事前対策（各章）

2. 2 作成指針のフレーム

以上において検討を行った復興準備計画の考え方に基づいて、その作成指針のフレームの検討を行った。指針の項目構成、各項目に示す内容は以下のとおりとする。

(1) 指針の項目構成

復興準備計画作成指針の項目構成の基本的な考え方を以下に示す。

- ① 計画策定の目的を明確化する。
- ② 計画の策定体制・策定方法の説明を行う。
- ③ 計画策定にあたり考慮すべき前提条件を明確化する。
- ④ 本指針の見方、使い方等について予め説明しておく。
- ⑤ 復興準備計画の各項目ごとに計画作成の指針とアウトプット例を示す。
- ⑥ 各項目内の各アクティビティ（活動）ごとに「県」「市町村」といった主体を明確にする。
- ⑦ 各項目内の各アクティビティ（活動）ごとに複数の県、市町村が連携と広域的な対応をとる必要がある場合は当該活動の主体の欄に「県／広域対応」、「市町村／広域対応」といった形で明記することとする。

表 2. 3 復興準備計画作成指針の項目構成

I. 指針の活用方法
1. 計画策定の目的
2. 策定体制・策定方法
3. 考慮すべき前提条件
4. 指針の見方
II. 作成指針
第1部 総則
第2部 分野別事項
第3部 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策
III. アウトプット例
第1部 総則
第2部 分野別事項
第3部 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策

(2) 各項目の内容

復興準備計画作成指針の各項目ごとの記述内容については、以下の方針に基づき設定している。

- ①本指針は、各項目ごとに記述すべき項目、内容、考え方、計画作成のポイント等を説明する“作成指針”とそれに対応した“アウトプット例”によって構成し、わかり易く、かつ実践的な手引き書とする。
- ②特に、計画内容に計画数量や計画図面を盛り込むべき項目においては、数量の推計方法、計画図面の作成方法等について“作成指針”に記述すると共に、その作成例を“アウトプット例”として示すことにより、計画作成主体の理解が深まるよう留意する。

表 2. 4 各項目の内容

I	指針の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・復興対策策定体制 ・指針の活用方法
II	作成指針	<p>A. 趣旨： どういうことを記述すべきかということを解説する</p> <p>B. 施策項目： 考え得る施策項目を提示する</p> <p>C. 個別施策の計画作成： 個別施策の計画の作成方法を解説する *計画作成のポイント</p> <p><準備計画と関連し検討を要すると考えられる事前対策>： 準備計画策定後、平常時に実施しておくべき施策を解説</p>
III	アウトプット例	<p>(施策の内容)： 作成指針のC.個別施策の計画作成に基づき作成した個別計画の一例を示す</p> <p><事前対策>： 指針の「<準備計画と関連し検討を要すると考えられる事前対策>」に基づくアウトプットの一例を示す。</p>

第3章 施策内容の再整理

3.1 施策メニューの構成（広域対応等）

各施策分野における施策メニューについて、下表のとおり平成8年度、平成9年度、平成10年度報告書を比較検討した。

- ①復興準備計画、およびその作成指針においては、発災後に取りべきすべての復興施策に関して網羅的に施策メニューとして盛り込むこととする。
- ②特に当該地方公共団体が事前に周辺地方公共団体と協議等を行って広域的に対応すべき施策を抽出し、検討する。
- ③当該地方公共団体が発災後に取りべき施策をとりまとめた行動計画に加えて、発災後に作成する計画図面、計画数量のうち特に重要なものについては、復興準備計画において事前に被害想定結果等に基づいて、シミュレーションを行っておくことが望ましいと考える。計画図面の作成、計画数量の算定を行うべき事項を抽出する。

各年度報告書における施策メニューの比較整理を行った結果、復興準備計画の施策メニューを以降の表に示すとおりのものですることとした。

表3.1 復興準備計画のメニュー比較（その1）

項目		平成8年度	平成9年度	平成10年度
第1部 第1章	計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 目的 	<ul style="list-style-type: none"> 目的
第2章	計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠となる計画 オーソライズの方法 公表及び住民意見の集約 	<ul style="list-style-type: none"> 位置付け
第3章	計画の前提	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害の前提 前提となる既存計画 計画の見直し・修正 目標年次 対象地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害の前提 復興方針 計画期間と見直し
第4章	復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部の設置 復興条例の策定 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部の設置 復興条例の策定 国・都県、市区町村の役割分担及び連携体制
第5章	復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業に係わる予算の編成 地方公共団体独自の財源確保方策（地方公共団体債券の発行、宝くじや公営競技の実施） 国の支援を受けるための手続き（激震被害の指定、補助事業・特例等の有効利用） 復興基金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体独自の財源確保方策（地方公共団体債券の発行、宝くじや公営競技の実施） 復興基金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体独自の財源確保方策（地方公共団体債券の発行、宝くじや公営競技の実施） 復興基金の創設
第2部 第1章	被災状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査 建築物への立ち入りおよび継続使用の可否を判断するための調査 宅地の安全性の確保に係る調査 応急住宅対策に係る調査 市街地復興に係る調査 生活再建支援に係る調査 地域経済復興支援に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連の調査 産業関連の調査 総合的なまちの復興に関する調査
第2章	復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 策定に係る庁内組織の設置 復興計画の策定プロセス 連絡協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし
第3章	市街地・集落の復興	<ul style="list-style-type: none"> 復興整備条例の策定および復興対象地区の設定 建築制限の実施 都市計画等の作成および復興事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 復興整備条例の策定および復興対象地区の設定 建築制限の実施 土地区画整理事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> なし

表3.1 復興準備計画のメニュー比較 (その2)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
第4章 4.1 都市基盤の復興 道路・交通基盤の復興	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 都市計画決定されている道路の整備 都市計画決定を伴う道路の整備 <p>(鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に係る調整(高架化・複々線化) 復興事業の支援・指導 	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定されている道路の整備 道路ネットワークの構想図の作成 	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 都市計画決定されている道路の整備 災害に強い交通ネットワークの構築
4.2 公園・緑地の復興	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園の拡充 都市計画決定されている公園緑地の整備 新たな都市計画決定を伴う公園緑地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園の拡充 都市計画決定されている公園緑地の整備 新たな都市計画決定を伴う公園緑地の整備 防災拠点としての公園・緑地のネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園の拡充 防災拠点としての公園のネットワーク化 都市計画決定されている公園緑地の整備 震災記念公園の整備
4.3 物流基地・港湾の復興	<p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 港湾整備5ヵ年事業に盛り込まれている内容の実施 <p>(空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 空港整備5ヵ年事業に盛り込まれている内容の実施 	<p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾整備5ヵ年事業に盛り込まれている内容の実施 新たな事業計画による実施 <p>(漁港)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業整備長期計画の前倒し実施 新たな事業計画による実施 	<p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 港湾整備5ヵ年事業に盛り込まれている内容の実施 歴史的資源の保全と活用 <p>(空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上 空港整備5ヵ年事業に盛り込まれている内容の前倒し <p>(流通施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設卸売市場の設定 卸売市場の新設
4.4 ライフライン施設の復興	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 既存計画の実施(共同溝化、地中化等) 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の強化 共同溝の整備 電線の地中化 上水道の拡充 下水道の整備

表3.1 復興準備計画のメニュー比較(その3)

項目		平成8年度	平成9年度	平成10年度
第5章	生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> がれき処理 	<ul style="list-style-type: none"> がれき処理 	<ul style="list-style-type: none"> がれき処理 再利用の推進
5.1	がれき処理			
5.2	応急住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設 公営住宅への一時入居 民間賃貸住宅への一時入居 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設 公営住宅への一時入居 民間賃貸住宅への一時入居 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設 公営住宅への一時入居 民間賃貸住宅への一時入居
5.3	恒久住宅対策	<p>(公営住宅の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の公営住宅の整備計画の前倒し 新たな公営住宅の整備計画の作成および実施 民間賃貸住宅の公営住宅としての活用(特定優良賃貸住宅) 公営住宅の家賃の減額 <p>(民間賃貸住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 入居支援 入居者保護 住宅供給に関する協議会の設置 <p>(自力再建の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 自力再建・建替支援に関する相談窓口の設置 建築基準法の弾力的な運用 既存不適格建築物対策の実施 建築協定の積極的な運用 住宅に関する情報の提供 <p>(マンション等の再建支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 既存不適格建築物対策の実施 専門家の派遣 合意形成のための活動支援 	<p>(公営住宅の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の公営住宅の整備計画の前倒し 新たな公営住宅の整備計画の作成および実施 民間賃貸住宅の公営住宅としての活用(特定優良賃貸住宅) 公営住宅の家賃の減額 <p>(民間賃貸住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 住宅供給に関する協議会の設置 入居支援 <p>(自力再建の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 既存不適格建築物対策の実施 住宅に関する情報の提供 <p>(マンション等の再建支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 専門家の派遣 合意形成のための活動支援 既存不適格建築物対策の実施 	<p>(公営住宅の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の新規建設 公営住宅の建替え 民間賃貸住宅の借上げ 公営住宅の補修・補強 <p>(民間賃貸住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃補助 入居斡旋 <p>(自力再建の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 自力再建支援事業の募集情報の提供 情報提供・相談体制の整備 既存不適格建築物の対策 <p>(マンション等の再建支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給の実施 既存不適格建築物対策の実施 優良建築物等整備事業、総合設計制度、定期借地権制度の活用 自力再建支援事業の募集情報の提供 情報提供・相談体制の整備

表 3. 1 復興準備計画のメニュー比較 (その4)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
5. 4 雇用対策	<p>(事業者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災事業の再開等にもなう雇用確保を支援する助成制度 生涯能力開発給付金制度および中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用 労働保険料未納事業主の徴収延期措置 被災労働者を新たに雇用した被災地域内企業に対する奨励金の給付 休業手当など雇用維持に必要なとなる経費の一部助成 <p>(離職者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険等の弾力的な運用 再就職の斡旋および相談窓口の設置 求人情報を踏まえた職業訓練の実施 特定求職者雇用開発助成金制度の活用 	<p>(事業者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者などへの雇用維持の要請 雇用調整助成金制度の活用 生涯能力開発給付金制度の活用 <p>(離職者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険等の弾力的な運用 再就職の斡旋 求人情報を踏まえた職業訓練の実施 特定求職者雇用開発助成金制度の活用 	<p>(事業者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者・公的機関への雇用維持の要請 雇用調整助成金制度の活用促進 <p>(離職者に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険制度の活用促進 再就職の斡旋
5. 5 被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金支給 災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付 災害見舞金等の支給 義捐金の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金支給 災害障害見舞金の支給 災害見舞金等の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付 義捐金の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金支給 災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付 生活福祉資金等の貸付 義援金の配分 生活保護制度の広報と要保護者の発見
5. 6 ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動拠点の整備 ボランティアへの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動拠点の設置 ボランティアへの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア登録窓口の整備 ボランティアの育成

表3.1 復興準備計画のメニュー比較 (その5)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
第6章 地域経済復興支援	<p>(金融税制面での支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和 金融機関の資金の円滑化を図るための支援 相談窓口の設置 使用料・税の減免 利子補給の実施 金融制度特別措置の周知 社会保障関連の支援 <p>(事業の場の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸型共同仮設工場、店舗の設置 仮設工場、店舗の建設の支援 民間賃貸工場、店舗の情報の提供 <p>(被災農林水産業従事者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業、改良復旧事業の実施 地方公共団体独自の融資制度等の拡充・新設 既往制度の活用促進 物流ルートに関する情報提供 農林漁業従事者の雇用・就労対策の実施 <p>(地域全体に波及効果を及ぼす施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントの実施 観光・地場産業のPR 地域産業を支える人材の育成 産業の高度化支援策の実施 観光産業振興策の実施 	<p>(金融税制面での支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体独自の融資制度等の拡充・新設 既往制度の拡充等 金融機関の資金の円滑化を図るための支援 相談窓口の設置 税の減免 利子補給の実施 金融制度特別措置の周知 社会保障関連の支援 <p>(事業の場の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸型共同仮設工場、店舗の設置 仮設工場、店舗の建設の支援 民間賃貸工場、店舗の情報の提供 <p>(被災農林水産業従事者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業、改良復旧事業の実施 地方公共団体独自の融資制度等の拡充・新設 既往制度の活用促進 物流ルートに関する情報提供 農林漁業従事者の雇用・就労対策の実施 <p>(地域全体に波及効果を及ぼす施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談会の開催 イベントの実施 観光・地場産業のPR 	<p>(金融税制面での支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体独自の融資制度等の拡充・創設 融資制度の特例措置・新たな支援制度の創設の要請 経営相談の実施 税の徴収猶予・減免 取引等の斡旋(商談会等、観光イベント等) 物流の安定のための情報の収集・提供 <p>(事業の場の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸型共同仮設工場、店舗の設置 共同仮設工場、店舗設置団体への支援 民間賃貸工場の情報提供と斡旋 事業用地の情報提供と斡旋 代替生産施設の整備 <p>(被災農林水産業従事者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例措置および新たな支援制度の創設、要請 既往融資制度の周知および活用促進 物流の安定のための情報の収集・提供 経営相談の実施 農林水産業業者の生産意欲の増進(技術研修の開催、生産者の交流会の開催) 販路の拡大(物産展の開催、マーケティング調査の実施) <p>(地域全体に波及効果を及ぼす施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街の復興 工業施設の集約化 農林水産業施設の近代化・高度化

表3.1 復興準備計画のメニュー比較 (その6)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
第7章 医療・保健・福祉の復興	<p>(医療サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(福祉サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時入所の実施 メンタルヘルスケアの実施 <p>(保健サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(外国人支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人情報センターの設置 外国人相談窓口の設置 外国語による情報提供の実施 	<p>(医療サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(福祉サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時入所の実施 施設サービスの拡充 要援護者の訪問支援の実施 緊急通報システムの整備 メンタルヘルスケアの実施 <p>(保健サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(外国人支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人情報センターの設置 外国人相談窓口の設置 外国語による情報提供の実施 	<p>(医療サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療ネットワークの構築 仮設診療所・巡回移動診療所の設置 公立医療施設の再建 民間医療施設の再建支援 <p>(福祉サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の再建 在宅福祉サービスの充実(対象者の拡大など) 相談窓口の設置 児童・生徒に対するこころのケア事業の実施 専門的人材の育成・確保 <p>(保健サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断・健康相談の実施 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施 <p>(外国人支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人に対する情報窓口の設置 外国人相談窓口の設置 外国語による広報の充実 外国人対応に関する注意の喚起
第8章 教育・文化の復興	<p>(学校教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(文化施設・文化財)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>(学校教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(文化施設・文化財)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>(学校教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育施設の再建 教室の確保 被災児童・生徒への支援 入学試験への対応 <p>(文化施設・文化財)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化・社会教育施設の再建 文化財の保護・復旧
第9章 情報発信・相談業務	<p>(情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>(相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>(情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成 地方公共団体の広報誌への掲載 マスメディア(新聞・CATV等)等による情報発信 <p>(相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談所の設置 電話相談の実施 	<p>(情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌・FAX・インターネットによる情報提供 <p>(相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設 電話相談の実施 巡回相談の実施

表3.2 復興準備計画の構成

章構成	計画内容	計画図面の作成、 計画数量の算定	広域的対応の必要性
第1部	総則		
第1章 計画の目的	・ 目的		
第2章 計画の位置 づけ	・ 根拠となる計画 ・ オールサイズの方法 ・ 住民参加の方法		
第3章 計画の前提	・ 被害想定 ・ 前提となる既存計画 ・ 目標年次・見直し		
第4章 復興体制	・ 復興本部の設置 ・ 復興本部と関係機関の連携		
第5章 復興財源の 確保	・ 予算の編成 ・ 国への支援の要望 ・ 復興財源の確保 ・ 復興基金等の設立		・ 復興基金の創設は、規模の確保、基金の周知の点から広域的対応の必要
第2部	分野別事項		
第1章 被災状況調 査	・ 建築物等への立ち入りの可否判定に係る調査 ・ 復興の基本方向に係る調査 ・ 建築物等の継続使用の可否判定に係る調査 ・ 市街地・集落の復興に係る調査 ・ 住宅対策に係る調査 ・ 生活再建支援に係る調査 ・ 地域経済復興支援に係る調査		
第2章 復興計画の 策定	・ 復興計画策定体制の決定 ・ 復興計画の策定 ・ 復興計画の公表		・ 周辺地方公共団体との広域連携
第3章 市街地・集 落の復興	・ 復興対象地区の設定 ・ 地区ごとの事前復興計画の作成 ・ 復興まちづくり推進施策の抽出	・ 図面：重点復興地区 図	
第4章 都市基盤の 復興	・ 道路・交通基盤の復興 ・ 公園・緑地の復興 ・ 物流基地・港湾の復興 ・ ライフライン施設の復興		・ 広域的な道路ネットワークの復旧・復興 ・ 防災拠点としての公園・緑地のネットワーク化 ・ 港湾・空港の代替輸送対策
第5章 生活再建支 援	・ がれき処理 ・ 応急住宅対策 ・ 恒久的住宅対策 ・ 雇用対策 ・ 被災者支援 ・ ボランティア活動の支援	・ 数量：応急住宅供給可能戸数 ・ 図面：応急仮設住宅標準平面図 ・ 数量：恒久住宅供給目標戸数	・ がれきの最終処分地の選定 ・ 市町村界周辺地域住民の応急仮設住宅等への入居の融通 ・ 市町村界周辺地域住民の公営住宅等への入居の融通
第6章 地域経済復 興支援	・ 金融・税制面での支援 ・ 事業の場の確保 ・ 農林水産事業者に対する支援 ・ 地域経済全体に波及効果を及ぼす支援		・ 市町村界周辺地域事業者の仮設工場への入居の融通 ・ 地域全体に波及効果を及ぼす施策は広域的な組織による実施が必要
第7章 医療・保健・福祉の 復興	・ 医療サービスの充実 ・ 保健サービスの充実 ・ 福祉サービスの充実 ・ 外国人に対する支援		
第8章 教育・文化 の復興	・ 学校教育の復興 ・ 文化施設・文化財の復旧		
第9章 情報発信・ 相談業務	・ 復興関連情報の提供 ・ 相談窓口の設置		・ 域外への避難者等に対して情報を発信するため、広域的な対応が必要
第3部 地区類型別 の復興対策 上の課題、 留意点、重 点施策	・ 地域特性の整理 ・ 被害想定 ・ 復興対策上の特徴的課題 ・ 重点施策		

3. 2 関連法制度の動向

復興準備計画に関連する法制度について、平成9年度報告書以降に以下に示す法令が公布、改正されており、その要点を下表に整理した。

- 被災者生活再建支援法（平成10年5月22日公布）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（平成10年3月31日改正）
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（平成10年4月17日改正）
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（平成12年3月24日改正）

表3. 3 被災者生活再建支援法の公布（平成10年5月22日）

項目	基準
目的・定義	<ul style="list-style-type: none"> ・目的：自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が被災者生活再建支援金を支給することによりその自立した生活の開始を支援する。 ・自然災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害 ・被災世帯：自然災害による全壊世帯等
被災者生活再建支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・年収500万円以下の世帯：100万円以下 ・年収500万円～800万円以下かつ世帯主が60歳以上：50万円以下 ・年収500万円～700万円以下かつ世帯主が45歳～60歳未満：50万円以下 ・年収500万円～800万円以下かつ要援護世帯：50万円以下
支給事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託することができる。 ・都道府県または基金は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

表3. 4 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の改正（平成10年3月31日）

国庫補助対象	基準の改正内容
工事の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・一箇所の工事の費用が30万円以上のもの →40万円以上のもの ・一の施設について災害にかかった個所が100m(漁港施設は50m)以内の間隔で連続しているものは一箇所の工事とみなす →150m(漁港施設は100m)

表3. 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正（平成10年4月17日）

国庫負担対象	基準の改正内容
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止、施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道 →公園を追加
工事の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・一箇所の工事の費用が以下のもの 指定市：60万円以上→120万円以上 指定市を除く市町村：30万円以上→60万円以上 ・一の施設について災害にかかった個所が50m以内の間隔で連続しているものに係る工事は一箇所の工事とみなす →100m

表 3. 6 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の改正
(平成 12 年 3 月 24 日)

激甚災害指定基準	基準の改正内容
本激 A 基準 (激甚災害指定基準 1A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収の 4%以上 →0.5%以上 <li style="padding-left: 40px;">平成 11 年度標準税収入：30 兆 135 億円、 <li style="padding-left: 40px;">" の 4%： 1 兆 2,005 億円 <li style="padding-left: 40px;">" の 0.5%： 1,501 億円
本激 B 基準 (激甚災害指定基準 1B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査定見込額が地方公共団体の当該年度の標準税収の 1.2%以上 →0.2%以上 <li style="padding-left: 40px;">平成 11 年度標準税収入：30 兆 135 億円、 <li style="padding-left: 40px;">" の 1.2%： 3,602 億円 <li style="padding-left: 40px;">" の 0.2%： 600 億円 ・ かつ、次の要件のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一の都道府県が負担する査定見込額が当該都道府県の標準税収入の 100%以上→25%以上 (2) 一の都道府県の区域内の市町村が負担する査定見込額の総額が当該都道府県の区域内の市町村の標準税収入の総額の 25%以上→5%以上
特定地方公共団体の基準 (激甚法施行令第 1 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県：激甚災害に係る都道府県の負担額が当該都道府県の標準税収入の 20%以上→10%以上 (2) 市町村：激甚災害に係る市町村の負担額が当該市町村の標準税収入の 20%以上→10%以上
極激基準 (局地激甚災害指定基準 (1))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が負担する査定事業費が当該市町村の標準税収入の 100%以上 →50%

第4章 有識者ヒアリング及び自治体アンケートに基づく計画の検証

4.1 ヒアリング調査の概要

(1) 有識者ヒアリング

第3章までの検討成果を踏まえ、再構築した復興準備計画のフレーム（総則に関する部分）について、10名の有識者を対象とし、ヒアリング調査を行い内容の妥当性および基本的な考え方等について意見を伺った。

<ヒアリングの対象とした有識者>(50音順)

①	阿部泰隆	神戸大学	法学部	教授
②	岸井隆幸	日本大学	理工学部	助教授
③	熊谷良雄	筑波大学	社会工学系	教授
④	小林重敬	横浜国立大学	工学部	教授
⑤	早田 幸	早稲田大学	社会科学部	助教授
⑥	高橋洋二	東京商船大学		教授
⑦	中林一樹	東京都立大学	都市科学研究科	教授
⑧	平山洋介	神戸大学	発達科学部	助教授
⑨	目黒公郎	東京大学	生産技術研究所	助教授
⑩	山崎文雄	〃	〃	教授

(2) 自治体アンケート

第3章までの検討成果を踏まえ、再構築した復興準備計画のフレーム（総則）および分野別事項の各内容（作成指針、アウトプット例）について、東海地震に関する地震防災対策強化地域内の1県4市の関連する部局すべてを対象とし、アンケート調査および補足ヒアリングを行い、内容の妥当性、基本的な考え方、項目構成、施策の内容に関するフィージビリティ等について意見を伺った。

<アンケート対象県・市>

- ① 静岡県
- ② 静岡市
- ③ 清水市
- ④ 甲府市
- ⑤ 小田原市

4. 2 総則について

4. 2. 1 復興準備計画の必要性及び策定目的

(1) 有識者の意見

① 復興準備計画の必要性

- ・復興準備計画の必要性については、すべての回答者がその必要性を認めている。

② 策定目的

- ・現在想定している策定目的のうち、以下の2つの項目については、ほとんどの回答者が目的として挙げている。

- a 復興対策のマニュアル化
- b 事前対策の抽出・実施

- ・以下の3つの項目については、本計画の目的とすべきか否かについて、ほぼ半々に意見が分かれている。

- c 復興準備計画（対策）の住民への事前周知、合意形成の迅速化
- d 復興計画の下敷きとなる計画の準備
- e 職員の訓練、課題抽出のためのシミュレーション

「c 復興計画（対策）の住民への事前周知、合意形成の迅速化」に関する意見

(肯定派)・住民に示す計画案は1通りではない

- ・計画案自体についての合意形成を図るものではない
- ・住民参加を図りながら計画づくりを行うためのシステムを計画化し合意形成しておく

(否定派)・日常計画と異なるものを提示することは混乱を招く

- ・周知はできるが合意形成は困難
- ・被害想定通りに被害が発生するわけではないので、不確定なもので合意形成は図れない。

「d 復興計画の下敷きとなる計画の準備」に関する意見

(肯定派)・基本的な考え方と前提条件を明確にした上でいくつかの案を作ってみる必要がある。

- ・計画案自体についての合意形成を図るものではない。

(否定派)・日常の都市計画、総合計画が復興計画の下敷きとなる

- ・発生確率が非常に小さい「地震の発生」を前提とした計画は、ほとんど「実行しない計画」に近い
- ・(示すことができるのはマクロな計画やフレームのみ)

「e 職員の訓練・課題抽出のためのシミュレーション」に関する意見

(肯定派)・復興計画策定模擬訓練を行うことの意義は大きい（ノウハウの蓄積、課題の抽出等）

- ・何通りも作ってみることに意味がある。継続的に作り続けることが前提。

(否定派)・特になし

(2) 自治体の意見

① 復興準備計画の必要性

- ・復興準備計画の必要性については、すべての回答者がその必要性を認めている。

② 策定目的

- ・現在想定している策定目的のうち、以下の2つの項目については、ほとんどの自治体（部署）が目的として挙げている。
 - a 復興対策のマニュアル化
 - b 事前対策の抽出・実施
- ・以下の3つの項目については各自治体の都市計画部局において策定目的としてあげられているが、防災部局、企画部局では策定目的として挙げているところは少ない。またA県が策定した復旧・復興計画では、策定目的は上記a, bであり、「計画の青写真を描くものではない」と明確に定義されている。
 - c 復興準備計画（対策）の住民への事前周知、合意形成の迅速化
 - d 復興計画の下敷きとなる計画の準備
 - e 職員の訓練、課題抽出のためのシミュレーション

(3) 計画へのフィードバック

① 復興準備計画の策定目的を基本的にはa、bの2つとし、c、d、eをオプションとして、各自治体の裁量とする。

- a. 震災後に実施すべき復興対策の手順、手法、実施体制等を事前に検討し計画化しておくことにより、実際の被災時における復興対策をより円滑かつ効果的に実施することが可能になるため。
- b. 本計画の中で、震災後の復興対策を円滑効果的に実施するために必要となる事前対策を抽出し、計画化しておくことにより、実際の復興対策遂行の迅速化、的確化に資するため。
- c. 復興準備計画の策定段階での住民参加や策定された当該計画の住民への周知等により、実際の被災後の計画作成の際の合意形成の迅速化に資するため。
- d. 被害想定に基づき、被災後に実際に策定される復興計画の下敷きとなるような計画を予め準備しておくことにより、より迅速かつ的確な復興計画の立案に資するため。
- e. 復興準備計画は「作ってみる」という過程において「復興対策訓練」「ノウハウの蓄積」「課題の抽出」「体制の確立」「意識の啓発」等の効果がある。

② 策定目的のc、d、eについては、復興準備計画のすべての項目について統一的にあてはまるものではない。例えば、計画の下敷きとなる青写真のものの必要性や住民参加の必要性、計画作成模擬訓練の必要性等については、主に土木、都市計画、住宅等ハード面での復興対策を担う部署でのニーズが高いなど、項目によるスタンスの違いがある場合も考えられる。従って、地方公共団体が、c、d、eといった策定目的を選択する場合も、特定の項目に限定した適用も可能とする指針とすべきである。

4. 2. 2 復興準備計画の位置づけ

(1) 有識者の意見

- ・復興準備計画を復興対策マニュアル、行動計画的なものとして位置づけた人は、地域防災計画に反映し、防災会議でオーソライズすべきであると回答し、復興準備計画を復興計画の下敷きとなる計画と位置づけ、計画の青写真的な要素が入るべきと考えている人は、条例に基づいて位置づけるなど、地域防災計画とは別の新たな位置づけが必要であると回答している。
- ・さらに、復興準備計画に上記の両方の位置づけがあるとする人は、部分的には地域防災計画に反映し、部分的には新たな位置づけが必要との回答であった。
- ・また、復興準備計画を復興計画の下敷きとなる計画と位置づけ、計画の青写真的な要素を含めるべきとする人も、その計画案そのものをオーソライズするわけではなく、様々な前提条件の下で事前に計画を作り、それを住民に見せ話し合うといった手続き・仕組みをオーソライズするという考え方である。

(2) 自治体の意見

- ・地方公共団体として復興準備計画を正式に位置づける手続きとしては、「災害対策基本法に基づく国の防災基本計画に位置づけられた『復興』に根拠付けをして、復旧・復興対策を地域防災計画に位置づけ国の承認を得る」という方法しかなく、また、人的資源に限られる自治体の現状を踏まえた場合、それとは別途、新たな位置づけのものを策定することは現実的ではないとの意見もある。
- ・現状の「災害対策基本法」には「復興対策」が位置づけられておらず、復興対策を計画化する際の根拠が曖昧な状況になっている。自治体としては、「復興対策」の法的な位置付けの明確化（例えば、「災害対策基本法」への位置づけ）を望んでいる。

(3) 計画へのフィードバック

- ・復興準備計画のうち、復興対策に関する行動計画（マニュアル的要素）を規定した部分については、地域防災計画に位置づけ、防災会議においてオーソライズするものとする。
- ・復興準備計画のうち、事前に復興計画の下敷き、青写真的なものを作り、住民にも示すといった仕組みを盛り込む場合には、そうした仕組み自体を自治体の条例等で定めておくこと等を1つのオプションとして例示することとする。また、そこで作られた計画案そのものをオーソライズするといった内容は記述しないこととする。

4. 2. 3 計画図面、計画数量等復興計画の青写真的要素の盛り込み方について

(1) 有識者の意見

- ・復興準備計画を復興計画の下敷きとなる計画として位置づけた人は、「できる限り計画図面（絵）や計画数量を盛り込むべき」と回答しており、一方復興準備計画はあくまで復興対策マニュアル、行動計画として位置づけている人は、そうした計画図面（絵）や計画数量等の青写真的要素を盛り込むことは困難あるいは無意味と考えている。両者の意見はほぼ半々であった。
- ・復興準備計画に計画図面（絵）や計画数量をできる限り盛り込むべきと回答した有識者も、そうした計画はあくまでケーススタディあるいは計画作成のシミュレーションという位置付けでオーソライズすべきものではなく、なるべく、複数ケースを想定して何通りも作る、継続的に作り続けるということを前提としている。
- ・被害想定を確定的なものとして捉え、ある一つの確定的な計画を事前に定めておくべきという考えに基づく回答はなかった。

(2) 自治体の意見

- ・復興準備計画に計画図面（絵）や計画数量をできる限り盛り込むべきという回答は全くなかった。
- ・A県では、復旧・復興計画の定義として「復興計画の青写真を描くものではない」と明確に言い切っている。これは、計画需要量や計画図面は被災後の被害調査に基づき決めるものであり、事前に作業をしても結局二度手間になるだけであるといった考えに基づいている。
- ・その他の自治体では、被害想定に限界等を考慮し、項目や位置づけ（目標設定や対策イメージの確立に役立てる）を限定、吟味した上で盛り込むという考え方が多かった。

(3) 計画へのフィードバック

- ・原則として、計画図面（絵）や計画数量を盛り込むか否か、あるいは盛り込む度合については、地方公共団体の裁量に委ねることとする。
- ・計画図面（絵）や計画数量を盛り込む場合も、原則としてその位置づけはあくまでケーススタディやシミュレーションであり、各計画案については計画策定の前提条件を明示するとともに前提としている被害想定に限界等についても明示した上で、可能であれば複数案を作成することが望ましいこと、時間の経過とともに前提条件が変化していくことを考慮し、継続的に繰り返し作成することが望ましい旨を指針に記述する。

4. 2. 4 復興準備計画準備計画策定段階での住民参加について

(1) 有識者の意見

- ・復興準備計画に計画図面（絵）や計画数量を盛り込むとした場合には、その策定過程において住民参加を図るべきであるという意見が半数を占めている。
- ・上記のケースにおいても、計画案そのものをオーソライズしようとするものではない、という考えである。これは、① 事前段階から住民と行政が被災後の復興計画について一緒に考え、話し合う場を設けておく必要がある。（被災時に急に話し合いを進めようとするは無理がある）② 行政と住民が復興計画を一緒に作り上げていく仕組みについて合意形成を図っておく場である。といった考えに基づいている。
- ・一方、住民参加は事実上困難であるとする意見の有識者は、① 日常の都市計画や総合計画と異なる計画を別途作成し、それを住民に提示し、合意の形成を図ることは混乱と誤解を生じさせるという考えと、② 事前に作成可能な計画案はマクロな計画やフレームのみであるから、周知はするが、合意の形成を図るべきものではないという考えに基づいている。

(2) 自治体の意見

- ・全体としては、復興準備計画策定段階での住民参加は困難であるという意見が大半を占めている。
- ・復興準備計画策定段階での住民参加を図っていくべきという回答は、都市計画部局を中心にいくつか見られ、① 計画を策定する以上、原則論として公開・参加は必要不可欠。② 合意形成は困難であるが、住民意見を反映させる場の設置という意味合いでの住民参加は必要。といった考え方に基づいている。
- ・一方、多数を占める「住民参加は困難」とする意見は、① 被害の発生状況が不明確な段階での計画について合意の形成を図ることは困難。② 既存の都市計画、総合計画と異なる計画を提示することは困難。③ 被災後の総合計画（＝復興計画）も通常と同様の手順で策定すべきである。といった考え方に基づいている。

(3) 計画へのフィードバック

- ・復興準備計画策定段階における住民参加については、各地方公共団体が各自の復興準備計画の内容（計画図面（絵）、計画数量等を含むか否か）を考慮し、その必要性を個々に判断するものとする。
- ・住民参加を図る場合も、計画図面（絵）や計画数量等の計画案をオーソライズする場としてではなく、① 事前段階から住民と行政が被災後の復興計画について一緒に考え話し合う場、② 被災後に行政と住民が協力し、復興計画を作り上げていくための仕組みについての合意の形成を図っていく場として位置づける。
- ・また、「住民参加を図る」とした場合に、2つのレベルがある。1つは、日常のまちづくりのように直接利害関係を有する住民が参加し、合意の形成を図っていくもの。もう1つは、「総合計画」策定にあたり民間の有識者や住民の代表者をその審議機関に加えたり、住民へのアンケートやアイデア募集等を行うことを通じて、住民の声を反映させる場をつくるという意味での住民参加である。復興準備計画策定段階での住民参加のうち、前者に該当するものは「市街地・集落の復興」の項目であり、後者は復興準備計画の策定全般に当て

はまるものである。こうした考え方を指針にも盛り込み、項目ごとにどういった形式を選択するか、判断を仰ぐ形とする。

4. 2. 5 復興準備計画に盛り込むべき対策項目について

(1) 有識者の意見

- ・復興準備計画に盛り込むべき対策項目について、① 網羅的に作っておくべき、という回答と② 事前に作っておくべき項目は限定すべき、という回答が半々であった。
- ・網羅的に作っておくべきとする有識者は、① 対策マニュアルとしては項目を網羅していた方が望ましい。② 行政の横のつながりや整合性を考えるためには、全庁的な体制で作成した方が望ましい、といった考え方に基づいている。
- ・項目を限定すべきとする有識者は、① 被害想定を前提とし、計画化を図ることのできる項目は、限られるはずである。② 事前対策の必要性といった視点から項目を絞るべきとの考え方に基づいている。

(2) 自治体の意見

- ・復興準備計画に盛り込むべき対策項目について、網羅的に作っておくべき、という回答が大半を占めていた。これは、復興準備計画を対策マニュアル、行動計画として位置づけているためであると考えられる。
- ・項目を限定すべきという回答については、① 被災時には臨機応変な対応が求められるため、必要最低限の計画化に止めるべき。② 前提となる被害想定 of 被害の程度により復興準備計画の対象とすべき項目の範囲も変わってくる。といった考え方に基づいている。

(3) 計画へのフィードバック

- ・復興準備計画策定指針としては、項目を網羅的に示しておき、その中から、当該地方公共団体が前提としている被害想定における被害の規模・特性を踏まえ、復興準備計画の対象とする項目を取捨選択してもらうこととする。
- ・本来ならば、上記で選択された項目については、行政内部の横断的な整合を図る視点からも全庁的、網羅的に作ることが望ましいが、マンパワーの制約等から部分的に作成する場合は、① 被災後の対策実施の緊急性、② 事前対策の必要性等の観点から項目を絞り込み作成することが考えられる、という記述を行う。

4. 2. 6 復興準備計画に盛り込むべき項目の構成

(1) 有識者の意見

- ・復興準備計画に盛り込むべき項目として現在指針に挙げている項目のうち、具体的には① 医療・保健・福祉の分野、② 教育・文化の分野を対象外とした有識者が若干見られた。
- ・また、地区の復興対策上の課題、留意点、重点施策については、否定的な意見が回答の半数程度あった。その理由としては、① 地域特性は、地域固有のものであり、類型化し、網羅的にやっても意味がない。② モデル的（一般的）な検討しかできない。③ 「何もないよりは良いという程度である。」といったものであった。
- ・その他は概ね現行の項目に肯定的であった。

(2) 自治体の意見

- ・復興準備計画に盛り込むべき項目として、現在指針に挙げている項目については、ほとんどの回答が全て盛り込むべきとするものであった。
- ・地区の復興対策上の課題、留意点、重点施策については、挙げられている地区類型のうち、各地方公共団体に存在しない地区を対象外の項目として回答されていた。

(3) 計画へのフィードバック

- ・指針に挙げるべき項目としては、特に追加・削除する必要はないと考えられる。

4. 2. 7 復興準備計画の前提とする被害想定について

(1) 自治体の意見

- ・復興準備計画の前提とする被害想定については、① 各地方公共団体にとって、それぞれ被害が最大となる地震を対象とすべき、② 国がその発生の切迫性を指摘している東海地震、南関東地域直下の地震等を対象とすべきという2つの意見がほぼ半々であった。
- ・その他、① 各地方公共団体が地域の特性を踏まえ、想定される地震の被害の規模とその発生確率を考慮し、独自に判断すべき、② 性質の異なる複数の地震を対象とする必要がある、といった意見があった。

(2) 計画へのフィードバック

- ・復興準備計画の前提とする被害想定については、各地方公共団体にとってそれぞれ被害が最大となる地震を対象とすることを基本としながらも、各地方公共団体が地域の特性を踏まえ想定される地震の被害の規模・特性とその発生確率等を考慮し、性質の異なる地震について複数ケースの想定を前提とすることも含め独自に判断することとする。

4. 3 分野別事項について

4. 3. 1 被災状況調査

(1) 自治体の意見

- ・被災状況調査の主体は一義的には市町村であり、市町村は単独か他市町村からの応援を仰ぐところが多い。民間と協定や要綱に基づき応援を仰ぐ窓口は県になっている場合が多いと考えられる。
- ・担当部署としては概ね以下のようになっている。
 - ① 応急危険度判定調査・・・建築関連部局
 - ② 応急被災度判定調査・・・ ”
 - ③ 災害救助法適用策定・・・福祉関連部局（災害救助法担当）
 - ④ 被災証明のための調査策定・・・税務関連部局
 - ⑤ 住宅対策立案策定・・・建築・住宅関連部局
 - ⑥ 市街地復興計画策定・・・都市計画関連部局
- ・共通化が可能な項目として、上記②-⑤、③-④-⑥といった組合せが挙げられていた。

(2) 計画へのフィードバック

- ・調査の実施時期の近接性、調査目的・内容の類似性等から判断し、将来的に共通化について検討すべき調査の組合せの例示として、②-⑤、③-④-⑥といった組合せを記述する。

4. 3. 2 復興計画の策定

(1) 自治体の意見

- ・復興計画の策定にあたっては、ほとんどの地方公共団体が外部の専門家を含めた審議機関の設置を考えている。
- ・復興計画策定にあたっての住民の意見の反映方法については、① 審議機関への住民代表者の参加が最も多く、次いで ② 住民アンケートの実施、③ 住民アイデアの募集の順であった。
- ・復興計画の広域的な整合を図るための協議の場の設置については、全ての地方公共団体が必要と回答しており、その設置主体は、県あるいは広域市町村圏の事務局が挙げられている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・復興計画の広域的な整合を図るための連絡協議会の主体として、県の他に「広域市町村圏の事務局となっている市町村等」を加える。

4. 3. 3 市街地・集落の復興

(1) 自治体の意見

- ・被害想定に基づき、事前に復興対象地区を抽出・設定しておくことについては、大半の地方公共団体が有効であると回答しているが、A県は「被害想定精度・信頼性が十分でないから」有効でないという回答であった。
- ・上記で抽出した復興対象地区ごとに、さらに被害想定結果及び従前の地区特性等に基づき、復興手法、復興計画図等について事前に計画化しておくことについては、復興地区の抽出を有効であると回答した地方公共団体（部署）は、概ね必要であると答えている。
- ・復興準備計画策定段階での住民参加については、多くの地方公共団体が「困難である」と回答しており、その理由は「どのような被害が発生するかははっきりしていない段階での合意形成の困難性」を挙げている。
- ・しかし、一部には住民参加を図っていくべきとの回答も見られ、「住民参加を図る上での課題解決の方向性」についても、「合意を図るというより、行政の素案に対し住民が意見を述べる場としての住民参加を図るべき」「住民の危機意識の相違を調整していくことが重要」「住民参加の方法をさらに研究する必要がある」といった具体的な提案も見られた。
- ・地区別の復興対策上の課題、留意点、重点施策等を復興準備計画に盛り込むことについては、有効であり、かつ現行の地区区分も適切であるとの回答であった。

(2) 計画へのフィードバック

- ・被害想定に基づき、復興対象地区を事前に抽出・設定し、各復興対象地区ごとの復興手法、復興計画図等に関する検討を行っておくことについては、有効あるいは必要であるとの回答も多く、項目としては残しておくものの、復興対象地区の設定や各地区ごとの復興準備計画の策定を事前に行っておくか否かについては、原則として地方公共団体に判断を任せることとする。事前に行っておく場合でも、被害想定精度や信頼性の面での限界を十分考慮し、そうした計画策定の前提となる条件や仮定を明らかにした上で、あくまでケーススタディとして計画案を作成するとともに、できれば条件設定を変えた複数ケースについて検討してみることが望ましいこと、確定的な計画案として公表したり、合意の形成を図ることはその性質上望ましくないこと等を指針に明記しておく。
- ・復興準備計画策定段階での住民参加については、同様に基本的には地方公共団体の裁量に委ねるが、住民参加を図る場合でも、特定の計画案についての合意形成を図ることを目的とせず、行政がある前提条件をおいて作成した（できれば複数の）計画案を、その前提条件、計画策定の基本的な考え方とともに住民に示し、それに対し住民が意見を述べ、その結果を行政の復興計画策定の基本的な考え方に反映させていくための場の確立を図っていくことを目的とする。このことが、被災後の復興まちづくりに関する合意の形成を円滑かつ迅速に進めるのに役立つ事前準備であると考えられる。

4. 3. 4 都市基盤の復興

(1) 自治体の意見

- ・道路等の都市基盤施設の復興に関し、被害想定に基づき予め復興計画案（単なる復旧ではない）を準備しておくことの可能性については、大半の地方公共団体が被害想定 of 精度・信頼性等の問題から困難であると回答している。
- ・道路等の都市基盤施設の復興に関し、（県）市町村をまたがる広域的な観点からの計画の整合性を調整する協議組織の必要性については、ほとんどの地方公共団体が認めているものの、事実上設置は困難とする回答も1/3程度ある。困難な理由としては、「市町村ごとのスタンスの違い」「広域的取組に関する考え方が確立されていない」といったことが挙げられている。
- ・復興準備計画での策定段階での住民参加については、「住民参加を図っていくべき」と「住民参加は困難」とする回答が半々であった。しかし「予め計画案を準備しておくことは困難」と考えた回答者も「住民参加すべき」と答えており、「予め計画案を作るのであれば、その時は住民参加を図るべき」という意見と考えられる。
- ・都市基盤施設の復興計画を検討する際に、道路・河川、都市計画、港湾といった各関連施設を管理する主体間の調整の場としての協議会組織の設置については、全ての地方公共団体（部署）が必要と回答しており、その設置主体として、庁内の復興計画の所管部局という回答の他、市町村においては県が設置すべきとの回答も複数見られた。

(2) 計画へのフィードバック

- ・道路等の都市基盤施設の復興に関し、被害想定に基づき予め計画図を伴うような復興計画案（既存の都市計画の前倒し実施は別として）を準備しておくことは、事実上困難であるため指針には盛り込まない。
- ・道路等の都市基盤施設の復興に関する（県）市町村をまたぐ広域的な観点からの計画の整合性を調整する協議組織の設置については、必要でありかつ今後地方公共団体間で調整を進めれば可能であると判断されるため、指針に盛り込む。
- ・住民参加については道路等の都市基盤施設の復興準備計画では計画図面を伴うような新たな計画案を作成しないため、特に「市街地復興」と同様の計画案作成段階での住民参加という形式はとらない。
- ・都市基盤施設の復興計画を検討する際に、道路、河川、都市計画、港湾、漁港といった各関連施設を管理する主体間の調整の場としての協議会組織の設置については、必要でありかつ可能であるため、県、市町村のそれぞれのレベルでの設置について指針に盛り込む。

4. 3. 5 がれき処理

(1) 自治体の意見

- ・復興を要するような大規模な被害が発生した場合のがれき処理に関し、広域的な調整を行う協議会組織の必要性については、回答のあったすべての地方公共団体がその必要性を認めている。しかし、協議会を県間あるいは市町村間のどのレベルで設置すべきかという点については意見が2つに分かれており、両方のレベルで必要との意見もあった。
- ・がれき処理対策について、復興準備計画に盛り込むべき項目としては、① 被害想定に基づくがれき処理の目標量については、回答したすべての市町村が必要と答え、② 仮置場の配置計画、③ 新規処分場の候補地については、回答した4県市のうち3県市が必要と答えた。
- ④ がれきの搬送ルートについては、必要か否かで半々に分かれた。

(2) 計画へのフィードバック

- ・がれき処理に関する広域的な調整を行う協議会組織の配置については、県間、市町村間の両方のレベルでの協議会の設置が考えられ、どのレベルにおいて設置するかについては、地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体が判断するものとする。
- ・がれき処理対策について、復興準備計画に盛り込むべき項目のメニューとしては、① がれき処理の目標量、② 仮置場の配置計画、③ 新規処分場の候補地、④ がれきの搬送ルートの全てを挙げる。うち、特に②～④については、各地方公共団体が被害（がれき発生想定量）の特性や地域特性（空き地、公有地の存在状況、道路網の現況等）を考慮し、必要に応じ盛り込むこととする。

4. 3. 6 応急住宅対策

(1) 自治体の意見

- ・大規模震災時の応急住宅対策に関し、被害想定に基づき復興準備計画に盛り込むべき計画数量としては、① 応急住宅対策の総需要量、② ①の内訳としての「応急仮設住宅の建設」「公営住宅への一時入居」「民間賃貸住宅の借り上げ」等の個別対策需要量、③ 応急仮設住宅の建設候補地ともそれぞれ5県市中3県市と半数以上が盛り込むべきと答えている。
- ・ここで実際に復興準備計画としての住宅復興プランを既に策定しているA県においては、上記①と③は既に盛り込んであるが、②の応急住宅対策需要の内訳までは記述していない。
- ・広域的に大規模な被害が発生した場合の応急住宅対策に関し、県、市町村界付近の応急住宅対策を相互に融通し合う等の広域的な対応を行うことについては、回答のあった全ての市が「必要ではあるが、現状の仕組みの中では困難である」と答えている一方、県レベルでは「必要であり、かつ可能である」と答えており、県の立場からは市町村界付近の対策の融通は可能であると捉えられている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・大規模震災時の応急住宅対策に関し、被害想定に基づき盛り込むことが考えられる計画数量のメニューとしては、① 応急住宅対策の総需要量、② ①を目標値としてとらえた「応急仮設住宅の建設」「公営住宅への一時入居」「民間賃貸住宅の借り上げ」等の個別対策供給可能量、③ ②の前提としての応急仮設住宅の建設候補地の全てを挙げる。このうち①は対策計画を考える上での前提となるため、最も重要である。その他②、③については、各地方公共団体が対策需要量や応急住宅対策に関する基本的な考え方、地域特性（公営住宅の空室の状況、民間賃貸住宅の空室状況、応急仮設住宅建設可能地の存在等）を考慮し、必要に応じて盛り込むこととする。

4. 3. 7 恒久住宅対策

(1) 自治体の意見

- ・大規模震災時の応急住宅対策に関し、被害想定に基づき復興準備計画に盛り込むべき計画数量としては、① 恒久住宅対策の総需要量、② ①の内訳としての「災害復興公営住宅の建設」「民間賃貸住宅の供給促進」「持ち家住宅の自力再建支援」等の個別対策需要量 については、5県市中3県市が盛り込むべきと答えているが、③ 災害復興公営住宅の建設候補地、④ 災害復興公営住宅のモデルプラン とも実際に復興準備計画としての住宅復興プランを策定あるいは策定に関与したA県及びB市のみであり、その他の市では当該項目は盛り込むべき項目として挙げられていない。このうちさらに③ 災害復興公営住宅の建設候補地 については、実際に策定されたプランの中には盛り込まれていない。
- ・広域的に大規模な被害が発生した場合の恒久住宅対策に関し、県、市町村界付近の災害復興公営住宅を相互に融通し合う等の広域的な対応を行うことについては、回答のあった全ての市が「必要ではあるが、現状の仕組みの中では困難である」と答えている一方、県レベルでは「入居者の選定については広域的に対応すべき」と答えており、県の立場からは市町村界付近の対策の融通は可能であると捉えられている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・大規模震災時の恒久住宅対策に関し、被害想定に基づき盛り込むことが考えられる計画数量等のメニューとしては、① 恒久住宅対策の総需要量、② ①の内訳としての「災害復興公営住宅の建設」「民間賃貸住宅の供給促進」「持ち家住宅の自力再建支援」等の個別対策需要量、③ 災害復興公営住宅の建設候補地、④ 災害復興公営住宅のモデルプランの全てを挙げる。これらについては、各地方公共団体が対策需要量や応急住宅対策に関する基本的な考え方、地域特性（公営住宅の現況、民間賃貸住宅の立地環境、災害復興公営住宅建設可能地の存在等）を考慮し、必要に応じて盛り込むこととする。

4. 3. 8 被災者支援

(1) 自治体の意見

- ・震災被災者への支援として、既存の制度に加え、さらに県、市町村として新たな制度について、事前に検討し準備計画に盛り込むか否かについては、1市を除き、その他の全ての県・市が「事前に検討することは必要だが計画に盛り込むことは困難」と答えている。困難な理由としては、財政的な裏付けがないものは、計画に書き込んでも実現困難であるため、災害の規模・状況等具体的な条件によって左右される部分が多く、事前計画には盛り込みにくい、といった内容であった。
- ・A県では、「震災復興基金の創設については、発災後必要に応じ設立を検討する」ことになっている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・現行の指針通り、独自の制度の創設については準備計画に盛り込むことは困難と考えられるため、「〇〇についても検討しておくものとする」といった程度の記述に止め、対策メニューに加えないこととする。

4. 3. 9 ボランティア活動の支援

(1) 自治体の意見

- ・復興対策の分野におけるボランティアの活用については、意見が大きく2つに分かれている。いずれも、ボランティアの活用は必要であると考えているものの、① 準備計画にも積極的に位置づけていきたいとする市と、② 予めあてにできるものではないため準備計画にはなじまないとする県・市の2つに分かれている。
- ・復興対策において、ボランティア活動に特に期待する分野としては、「被災者の住宅再建上の建築相談」「被災者のメンタルヘルスケア」が挙げられている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・復興対策の分野におけるボランティア活動支援策については、必ずしもあてにすることはできないかもしれないが、集まってきたボランティアを適切かつ円滑に活用できるよう準備をしておくことは必要であり、現行通り復興準備計画に盛り込むこととする。
- ・ボランティアを活用すべき分野については、地方公共団体の裁量に委ねることとする。

4. 3. 10 地域経済復興支援

(1) 自治体の意見

- ・地域経済全体に波及効果を及ぼすような地域経済復興支援策として、イベント等、県・市町村をまたがるような広域的な対応を行うことについては、「必要でありかつ可能である」という回答が最も多く、6割程度を占めているが、「必要であるが今の仕組みの中では困難」「必要ない」といった回答も合わせて4割程度ある。「商業、観光業、一般消費者を対象とした地場産業等が中心となる産業となっている地域においては、有効である」といった意見がある一方で、地域の産業構造によっては、そうしたイベントが有効でない、との指摘もあった。
- ・中小企業の復興支援に関し、県・市町村界付近の仮設工場、仮設店舗等を相互に融通し合う等の広域的な対応を行うことについては、「必要であるが今の仕組みの中では困難」との回答が最も多かったが、「必要であり、かつ可能である」という回答も拮抗している。困難とする理由は、「既存の枠組みの中で対応することが基本であるから」「相互の融通を考える前に各市町村内での供給を検討するのが先」といった内容であった。
- ・地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策等を予めとりまとめておくことの有効性及び地区分類の適切性については、概ね、有効及び適切であるという回答だった。

(2) 計画へのフィードバック

- ・地域経済復興支援策に関する広域対応については、意見が分かれており、指針においては現行通りのメニューを示した上で、地方公共団体が地域特性に応じ必要と思われる対策を選択し、実施することとする。

4. 3. 11 医療・保健・福祉の復興

(1) 自治体の意見

- ・仮設診療所の設置に関し、被害想定に基づき予め計画を策定しておくことについては、「予め計画化しておくべき」「建設候補地まで計画に盛り込んでおくべき」といった回答が多く、「準備計画に入れるものではない」「仮設診療所は必要ない」と回答した市についても、「応急対策として設置した救護所を復興時も継続して使用する」ということであり、対策名は異なるものの同様の趣旨の対策の必要性については意見が一致していると考えられる。

(2) 計画へのフィードバック

- ・現行通り、仮設診療所の設置については、指針に盛り込むとともに、応急対策として設置した救護所の継続利用という形での対応も選択肢として盛り込むこととする。

4. 3. 1 2 教育・文化の復興

(1) 自治体の意見

- ・震災時の学校施設の復興支援、被災した児童・生徒への支援策において、既存の制度による支援に加え、県・市町村独自の新たな制度について検討し、準備計画に盛り込むことについては、回答した全ての県市が「事前に検討することは必要だが、計画に盛り込むことは困難」と答えている。その理由としては、「財政的な裏付けが約束されていないので、具体的な記述は困難」「被害の規模等の条件によって対応が異なる」等の内容を挙げている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・現行の指針通り、独自の制度の創設については準備計画に盛り込むことは困難と考えられるため、「〇〇についても検討しておくものとする」といった程度の記述に止め、対策メニューに加ええないこととする。

4. 3. 1 3 情報発信・相談業務

(1) 自治体の意見

- ・震災時の生活復興のための関連情報の提供・相談、中小企業等地域の産業復興関連情報の提供・相談、復興まちづくり、住宅復興等に関する情報の提供・相談といった各種の情報提供・相談業務を1箇所に対応するワンストップセンターの設置計画を準備計画に盛り込むことについては、「必要かつ可能であり、かつ計画に盛り込むべきである」といった意見が大半である。「必要であるが、困難である」という意見も少数あるが、特に理由は述べられていない。設置する地域単位としては、支部単位、自治会連合会といった単位が挙げられている。

(2) 計画へのフィードバック

- ・現行通り、ワンストップセンター（総合相談窓口）の設置計画を指針に盛り込むとともに、設置する地域単位については地域の特性や人員配分等の実情に応じ、各地方公共団体が判断するものとする。

＜計画項目のフィージビリティに関する回答状況＞

本準備計画を構成している細項目に関するフィージビリティについて、自治体にたずねた際に「困難である」との回答があった自治体数を以下に示す。

表 4. 1 計画項目のフィージビリティに関する回答状況（その1）

項目構成		困難
被災状況調査	市街地・集落の復興、都市基盤の復興の基本方向に係る調査	
	建築物等への立入りの可否を判定するための調査(応急危険度・被災度判定調査)	
	市街地・集落の復興に係る調査	
	住宅対策に係る調査(住宅対策立案のための住宅被害調査)	1
	被災者の経済的支援に係る調査(り災証明の発行のための建物被害調査)	
	地域産業復興支援に係る調査	1
復興計画の策定	復興計画策定体制の決定	
	庁内組織の設置	
	審議会の開催	
	連絡協議会の設置	
	復興計画の策定	
	復興計画基本方針の策定	
	分野別復興計画の策定	1
復興計画の策定	1	
	復興計画の公表	
市街地・集落の復興	復興対象地区の設定	
	復興対象地区の決定	2
	復興整備条例の検討	
	地区ごとの復興準備計画の作成	
	地区ごとの復興方針の作成	2
	地区ごとの建築制限方法の検討	1
	地区ごとの整備手法の決定	1
	復興まちづくり推進施策の抽出	
	コンサルタント等専門家の派遣	1
	市街地整備手法、集落整備手法等に関する説明会の実施	
	組合施行の土地区画整理事業に対する復興法の適用	1
	共同化等の誘導	
開発指導要綱に基づく民間開発事業者との協議・指導	1	
緑住区画整理事業実施の推進	1	
都市基盤の復興	道路・交通基盤の復興	
	路線ごとの復旧・復興方針の作成	2
	道路ネットワーク整備方法の検討	2
	事業実施方法の検討	1
	公園・緑地の復興	
	公園・緑地の復旧・復興方針の作成	1
	公園・緑地のネットワーク整備方法の検討	3
	事業実施方法の検討	1
	物流基地・港湾の復興	
	復旧・復興方針の作成	
復興計画等を作成する組織の設置		
事業実施方法の検討		
ライフライン施設の復興		
ライフライン施設の復旧方法の検討		
災害に強いライフライン施設の整備方法の検討		

表4. 1 計画項目のフィージビリティに関する回答状況（その2）

がれき処理	災害廃棄物処理事業需要量の把握	
	がれき処理に係る組織の設定	
	がれき処理実施方針の作成	
	解体処理の実施計画の作成	
	がれき処理方法の決定	
応急住宅対策	応急的な住宅対策の需要量の算出	1
	各施策の供給可能戸数の算出	
	応急仮設住宅の建設	
	公営住宅への一時入居	3
	借上げ民間賃貸住宅への一時入居	1
	地域の特性に応じた施策の実施方針の作成	
恒久住宅対策	施策の具体的な実施方法の作成	
	公営住宅の供給	
	既存の公営住宅の整備計画の前倒しによる整備	2
	新たな公営住宅の整備計画の作成および実施	2
	民間賃貸住宅の公営住宅としての活用	1
	公営住宅の家賃の減額	1
	民間賃貸住宅の供給および民間賃貸住宅への入居支援	
	特定優良賃貸住宅供給促進事業等の活用	1
	住宅供給等に関する協議会の設置	
	民間賃貸住宅への入居支援	
	自力再建の支援	
	利子補給の実施	1
	既存不適格建築物対策の実施	
	住宅に関する情報の提供	
	マンション等の再建支援	
総合設計制度等の活用		
専門家の派遣		
合意形成のための活動支援		
優良建築物等整備事業等の活用		
雇用対策	事業者支援	
	事業者などへの雇用維持の要請	
	助成金制度の活用、創設	
	雇用・労働相談窓口の開設	
	離職者支援	
	助成金制度等の活用、創設	
職業斡旋の推進		
被災者支援	災害弔慰金の支給	
	災害障害見舞金の支給	
	災害援護資金の貸付	
	被災者生活再建支援金支給	
	生活福祉資金の貸付	
	災害見舞金等の支給	
	義援金の支給	1

表4.1 計画項目のフィージビリティに関する回答状況(その3)

	ボランティア活動拠点の設置	
	ボランティアへの情報提供	
地域 経済 復興 支援	個々の事業者を対象とした支援	
	金融、税制面での支援	
	地方公共団体独自の融資制度等の拡充	2
	既往制度の拡充等	2
	金融機関の資金の円滑化を図るための支援	2
	相談窓口の設置	
	税の減免	1
	事業の場の確保	
	賃貸型共同仮設工場、店舗の設置	2
	仮設工場、店舗の建設の支援	2
	民間賃貸工場、店舗の情報の提供	2
	農林漁業者に対する支援	
	災害復旧事業、改良復旧事業の実施	
	地方公共団体独自の融資制度等の拡充	
	農林漁業従事者の雇用・就労対策の実施	
	地域経済全体に影響を及ぼす支援	
	商談会等の開催、イベントの実施、観光・地場産業のPR	
新分野進出、事業転換等の支援		
産業復興計画等の策定に対する協力 など		
医療・保健・福祉の復興	医療サービスの充実	
	仮設診療所・巡回移動診療所の設置	
	医療施設の再建	1
	保健サービスの充実	
	メンタルヘルスケアの実施	
	健康診断・健康相談の実施	
	福祉サービスの充実	
	一時入所の実施	
	施設サービスの拡充	
	要援護者の訪問支援の実施	
	緊急通報システムの整備	
	福祉ボランティアとの連携	1
	外国人に対する支援	
外国人情報窓口の設置		
外国人相談窓口の設置		
外国語による情報提供の実施		
教育・文化の復興	教育の復興	
	教育施設の再建	1
	教室の確保	1
	被災児童・生徒への支援	
	文化施設、文化財の復旧	
文化・社会教育施設の再建		
文化財の保護・復旧		

表4. 1 計画項目のフィージビリティに関する回答状況（その4）

情報発信・相談業務	相談窓口	
	相談所の設置	1
	電話相談の実施	1
	情報提供	
	パンフレットの作成	2
	地方公共団体の広報誌への掲載	1
マスメディア等による情報発信	1	

資 料 編

資料1：復興準備計画の検討に関する有識者ヒアリング調査結果

問 1. 地方公共団体が策定する「復興準備計画」の必要性について、あなたのご意見を以下の2つの選択肢のどちらか一方からお選び下さい。また1をお選びになった方は、その理由（策定目的）についてあてはまるものに○をつけて下さい。（いくつでも）またその理由（策定目的）のうち、特に重要と思われる理由（策定目的）に◎をつけて下さい。（最大2つまで）また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 「復興準備計画」の策定は必要であると考え

(理由)

- a. 震災後に実施すべき復興対策の手順、手法、実施体制等を事前に検討し計画化しておくことにより、実際の被災時における復興対策をより円滑かつ効果的に実施することが可能になるため。
- b. 本計画の中で、震災後の復興対策を円滑効果的に実施するために必要となる事前対策を抽出し、計画化しておくことにより、実際の復興対策遂行の迅速化、適格化に資するため。
- c. 復興準備計画の策定段階での住民参加や策定された当該計画の住民への周知等により、実際の被災後の計画作成の際の合意形成の迅速化に資するため。
- d. 被害想定に基づき、被災後に実際に策定される復興計画の下敷きとなるような計画を予め準備しておくことにより、より迅速かつ的確な復興計画の立案に資するため。
- e. 事前前復興計画は「作ってみる」という過程において「復興対策訓練」「課題の抽出」「体制の確立」「意識の啓発」等の効果がある。
- f. その他 ()

2. 「復興準備計画」の策定は必要ないと考える。

(理由)

回答者	理由						自由記入
	a	b	c	d	e	f	
A	○	○	◎	○	○	○	復興という視点を通して、防災まちづくりの展開への足がかりを与えること。修復に対して、改造的まちづくり像を議論するステージが与えられる。
B	○	○	◎				
C	○	○	◎	○	◎		<ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定ケース設定、前提条件には幅がある。従って、都や県は、「災害復興については基本的にはこう考えている」という基本方針を示した上で、それに基づき、前提条件をこうおいた場合の案を作ってみたというものをいくつも作っておく必要がある。 ● 住民参加を図る際には、①示す計画案は1つではない②計画案自体はオンライン化するものではない③災害のときには復興計画について「こうした形で住民参加を図りながら計画づくりを行う」というシステム、また「事前にはこういって話し合いを進める」というシステムを確立し、それをオンライン化するということも社会的に浸透させることに意義がある。 ● そこにでくる絵はポンチ絵程度でよいのではないか。 ● 住民参加については住民—専門家—マスメディアの3者がどのように連携していくかという仕組みづくりが重要。
D	○	○	○	○	○	◎	やる気の問題
E	○			○			とても簡単に書けないが、現行制度を前提とした復興計画しかつけれないのであればやめた方がいい。現行制度が失敗のもとだからである。
F	○	○	◎				
G	○	◎	○			○	起こる確立が非常に小さい、あるいは再来周期が非常に長い「地震」というものが起きた時のみに「実行する」計画というものは、ほとんど「実行しない」計画に等しく意味がない。現状のまちづくりやその他の施策に問題があるのであれば、日常の都市計画や総合計画でそれを改善していくべき。
H	○	○	◎	○	◎	○	住民参加を行う際は、参加する住民の資質等を踏まえ参加の方法を十分検討すべきである。
I	○	○					<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の都市計画、総合計画などが復興計画の下敷きとなる。 ● もし大規模な被害が発生したらということを前提に、大規模な絵をかくのは住民の合意を得にくい。 ● 事前対策としては、被害想定などで危険と思われる地区において予めまちづくりのための検討の場を立ち上げておくこと。日常のまちづくりの中で計画作成を行っていくこと。まちづくりのための手法選択の幅を広げるための検討を行っておくことなどが重要。
J	○	○	○	○	○	○	

問2. 復興準備計画の位置づけとして、どのようなものが適切だと考えますか。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 県・市町村が策定した復興準備計画の内容は、県・市町村の地域防災計画に反映し、県・市町村の防災会議においてオーソライズするものである。
2. 復興準備計画は、地域防災計画とは目的・性質の異なる計画であるため、地域防災計画とは別の新たな位置づけ（法的位置づけ等）を行う必要がある。
3. 自分には別の考えがある。

回答者	1	2	3	自由記入
A		○		震災予防条例や安心安全条例など、議会の議を経て立法された条例にもとづいて、事前に準備すべき復興対策、準備計画を位置づける。このことによって、市民に対して、アカウンタビリティをもつことができる。
B			○	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な前提条件のもとに計画をつくり、それを住民に見せる仕組みをオーソライズする。 ● 1と2両方の分野でのオーソライズが必要。
C	○			<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都では地域防災計画の中で位置づけているのではない。 ● これは計画案そのものをオーソライズするのではなく、復興準備のための計画のシミュレーションや住民との話し合いのための手続きシステムをオーソライズするものである。
D		○		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画、都市計画、総合計画等に位置づける。その仕組みは条例などで定める。 ● 国が新たな法を整備するならそれもよい。 ● 計画をシミュレーション的につくっておくこと。それをもとに事前に住民と話し合っておくことといった仕組みを位置づけるのであって、計画そのものをオーソライズするものではない。
E			○	準備計画どおりにならないからあまりきちんとした位置づけをせず、災害後にそれを参考にやり直した方がよい。
F			○	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画 応急対応計画+事前準備に主眼 ● 復興準備計画 実際の被害に即して作成する
G	○			ただしこれは復興マニュアル的なものであり、計画的要素の入っていないものを前提としている。
H	○			<ul style="list-style-type: none"> ● 復興準備計画を作るべき地方公共団体は、大都市圏等に限られるのではない。 ● 特定の地域のみを対象とする。
I	○			復興対策のマニュアル的なものだけなら、地域防災計画に位置づける。
J			○	復興準備計画は非常時の防災計画と日常の都市計画、総合計画の境界領域なので、2をベースとして、1をうまく組み込むことを考えるべき。(具体的にはそれぞれいろいろなる場所にオーソライズすることも必要)

問3. 復興準備計画には、被害想定を前提とした計画図面（例えば、復興対象地区の明示や、各地区ごとの復興手法、手順の明示等）や計画数量（例えば地域ごとの住宅対策需要量等）を盛り込むべきかどうかという点について、貴方の考え方を教えてください。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 復興準備計画は、予め復興計画のたたき台を作成するものであるため、被害想定に基づき、できる限り計画図面（絵）や計画数量等を盛り込むべきである。
2. 被害想定と実際の被害は大きく異なることもあり、また被害想定自体、地域的、数量的な精度は高く、被害想定を前提とする計画図面や計画数量は意味がない。事前には手法や手順を定めておき、計画図面や対策需要量は被災後に決めればよい。被害想定については被害の特性やそれに対応した対策のポイント、留意点等、定性的な反映に止めるべきと考える。
3. 被害想定結果を前提とし、例えば、市街地復興について、重点的に復興すべき地区となりうる可能性の高い地区を抽出し、各地区ごとの大まかな復興手法・手順等について記述したり、住宅再建支援について、各地区ごとの対策需要量の推計値を盛り込むといったことは、復興対策の事前の備えに当たった際の目標設定、対策イメージの確立に役立つため、復興準備計画にこうした（地区、数量といった）計画的要素を盛り込むことは十分意味があるが、被害想定に限界も考慮した上で、盛り込むべき項目については十分吟味すべきであると考えます。
4. 自分には別の意見がある。

回答者	1	2	3	自由記入
A		<input type="radio"/>		1や3のような具体的なことは、「復興計画策定模擬訓練」として実施すべきことで、そのような「量」的計画を固定的に準備しておくことは、かえって問題である。阪神の場合、被害想定を前提に事前準備計画を策定していたと仮定すると、それは、全く阪神大震災のそれとは異なった（意味のない）ものであつたにちがいない。
B			<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数ケースを想定しておく必要がある。 ● 計画や数字としては大雑把なものとなる。
C	<input type="radio"/>			あくまでケーススタディとして様々な計画を作ってみるという意味である。
D	<input type="radio"/>			<ul style="list-style-type: none"> ● 計画作成のシミュレーションとしてやるものであり、何通りも作る。 ● 時がたてば、様々な条件が変化するので継続的に作り続けることが前提。
E				
F		<input type="radio"/>		
G		<input type="radio"/>		
H	<input type="radio"/>			
I		<input type="radio"/>		日常計画を前倒しして実施するという計画は考えられるかもしれない。
J	<input type="radio"/>			

問4. 地方公共団体が復興準備計画を策定する段階において、住民参加を図るべきか否かについての貴方のお考えをお答え下さい。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけてその選択理由についてもお答え下さい。(選択肢は、あてはまるものについていくつでも○をつけて結構です。) また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 復興準備計画の策定段階において、極力住民参加を図っていくべきである。

(理由)

- a. 復興準備計画は、被災後に策定する復興計画のたたき台となるべきものであり、そうであるならば、住民参加を図っていくべきである。
- b. 被災後に策定する復興計画に対する合意形成を迅速化するために、復興準備計画策定段階から住民参加を進めておくべきである。
- c. その他 ()

2. 被災後の復興計画策定段階においては、極力住民参加を図っていくべきであるが、事前の復興準備計画策定段階では、住民参加により計画を作成することは、実際には困難であると考ええる。

(理由)

- a. オートライズされている既存の都市計画や総合計画と異なる計画内容について合意の形成を図っていくことは、住民の混乱と誤解を生じさせる恐れがある。
- b. どのような被害が発生するかはつきりしていない段階での合意の形成は困難であると考ええる。
- c. 「被害の発生を前提とした計画の策定」に対し住民の理解を得ることは難しい。
- d. いつ地震が起こるかかわからないため、財政的な裏付けをすることが困難であり、そうした案を住民に諮る訳にはいかない。
- e. その他 ()

3. 住民参加が困難な項目もあるが、可能な項目もあるため、部分的に住民参加を図っていくべきである。

(理由)

4. 自分には別の考えがある

回答者	理由			理由					自由記入	
	1	2		3	4	理由				
		a	b			c	a	b		c
A										具体的な街路計画図、都市整備図を現行の計画と別に作成しておくという発想は、今日の都市計画の枠組みではありえない。少なくとも、都市計画に關しては、早期計画として公表している計画の内容こそが、復興計画のたたき台になるべきである。むしろ、現行の計画の体系の中に、20年後(都市計画のマスタープラン)、50年後、100年後などのイメージを展開しておくべき。その段階で、住民参加をしておくこと、むしろ、そうした50年後、100年後をイメージした時に、「災害で現在の市街地がなくなつたとしたら、どのような街に住みたいか、どんなまちづくりをしたいか」を、住民参加で展開していくべきなのではないか。それは、もちろん公開であり、それが自治法に基づく基本構想であることありえる。あるいは、条例に基づく「構想」であることもありうる。
B	○									<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と住民が計画づくりの中で合意を図っていく必要がある。 ● 都市計画のように計画案そのものをオートライズするものではない。 ● 都市計画自体の流れとしても住民参加をすすめる方向である。 ● 事前に議論の場づくりをしておくことが重要。(タウンマネジメントの危機管理の分野) ● その際、民間のコンサルタントをいかに活用していくかが課題。
C	○									復興準備計画で出した案がその通りになるという性格のものではない。
D	○	○								行政としてこのようなことを考えているということを出した上で徐々に合意の形成を図っていくことを目的としている。計画案そのものをオートライズするものではない。
E										計画案自体を事前にオートライズするものではないため、そうした問題は生じないと考えられる。
										いろいろな想定をして住民に一応周知させる程度にとどめ、合意を図るべきではない。

	理由		理由			
F			○			○
G			○	○	○	○
H	○					
I						○
J			○			○

示すことができるのはマクロな計画や、計画のフレームのみであるから。

- 計画案は1つのものをつくり、それをオーソライズする訳ではなく、ケース設定に応じ、いくつもの案を作りそこから問題点、課題を抽出する。
- 議論に参加しうる住民をいかに選び出すかという方法を考える必要がある。
- 住民側に単に意見を出してもらおうだけではなく、対案を出してもらった上で議論するという方法も必要かもしれない。
- 日常の計画づくりに住民参加は不可欠である。
- 災害時のことについては、住民参加というよりも、住民が普通知らないことを十分に周知させておくべき。(例：地域の危険性、建築基準法、都市計画事業等)

リスクマネジメントの観点から計画案は作って手元に持っておく。

問5. 地方公共団体が予め策定しておく復興準備計画の中に盛り込むべき対策項目についてどのようなようにお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 被災後の復興対策は多岐の分野にわたり、地方公共団体が全庁的に対応すべきものであるため、そのたたき台として予め策定しておく復興準備計画もマンパワー的に可能であるならばなるべく漏れなく網羅的につくっておくべきである。
2. 復興準備計画は、被災後の復興対策の迅速かつ円滑な実施を目的として被害想定を別提として予め計画化を図っておくものであり、被害想定自体の限界を考慮すれば、被災後特に緊急な対応を要する項目に限定して計画をつくっておく方が効果的であり、網羅的につくっておいてもあまり意味がないのではないか。
3. 自分には別の考えがある。

回答者	1	2	3	自由記入
A		○		
B		○		事前にどのような対策を行っておくべきかという視点に絞って項目を考えるべき。(例：情報（データベース）の整備など)
C			○	<ul style="list-style-type: none"> ● 県レベルのものは、網羅的にやっておくことができるし、やるべき。 ● 市町村がどこまで独自に復興計画を決められるのか、それによって項目の範囲が限定されるのではないか。 行政の横関係のつながりや考える必要があり、全庁的な体制でシミュレーションした方が勉強になる。
D	○			
E		○		
F		○		
G	○			過去の災害のときにこうであったという元データをわかり易い形で残しておく方が役に立つ。
H	○			<ul style="list-style-type: none"> ● 復興計画の立て方の方議論の確立が必要。被害がこれくらいならこうという計画という復興計画づくりのプロセスを確立すべき。 ● 事前の計画案は一発勝負ではなく、いろいろな案を作ってみて、問題点、課題の検討を行う。 ● 住民に示す案も決まった1つの案を示すのではない。 日常と非日常が連続性を持っている必要があるが、マニュアルとしては網羅的につくっておいた方がよい。
I	○			
J	○			

資料 2 : 復興準備計画の検討に関する自治体アンケート調査結果

1. 「復興準備計画」策定の必要性及び策定目的についてお伺いします。
(防災部局、都市計画部局、企画部局の方がお答え下さい)

問1. 地方公共団体が策定する「復興準備計画」の必要性について、以下の2つの選択肢のどちらか一方からお選び下さい。また1をお選びになった方は、その理由(策定目的)についてあてはまるものに○をつけて下さい。(いくつでも) またその理由(策定目的)のうち、特に重要と思われる理由(策定目的)に◎をつけて下さい。(最大2つまで)
また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 「復興準備計画」の策定は必要であると考え
(理由)

- a. 被災後に実施すべき復興対策の手順、手法、実施体制等を事前に検討し計画化しておくことにより、実際の被災時における復興対策をより円滑かつ効果的に実施することが可能になるため。(マニュアルとしての効果を期待)
- b. 本計画の中で、震災後の復興対策を円滑効果的に実施するために必要となる事前対策を抽出し、計画化しておくことにより、実際の復興対策遂行の迅速化、適格化に資するため。(事前対策の実施に意義がある)
- c. 復興準備計画の策定段階での住民参加や策定された当該計画の住民への周知等により、実際の被災後の計画作成の際の合意形成の迅速化に資するため。
- d. 被害想定に基づき、被災後に実際に策定される復興計画の下敷きとなるような計画を予め準備しておくことにより、より迅速かつ的確な復興計画の立案に資するため。
- e. 事前前復興計画は「作ってみる」という過程において「復興対策訓練」「課題の抽出」「体制の確立」「意識の啓発」等の効果がある。
- f. その他 ()

2. 「復興準備計画」の策定は必要ないと考える。
(理由)

回答部局	1	理由						2	自由記入
		a	b	c	d	e	f		
A 県	防災	○	◎	○					A県がH9～H10にかけて庁内ワーキングを設置し検討策定した復旧・復興計画は、復興計画策定のための行動計画を規定したものである。 土木・農林・都市住宅サイドからの指摘もあり、青写真を描くものではない。 本県の地域防災計画に位置付けた復旧・復興計画は、復興計画策定のための行動計画であり、計画の青写真を策定するものではない。 本県が地域防災計画に位置付けた復旧・復興計画は、計画策定のための行動計画であり、計画の青写真を策定するものではない。
	都市計画	○	◎	○					
	企画	○	◎	○					
B 市	防災	○	◎	○	○	○			
	都市計画	○	◎	○	◎	○	○		
	企画	○	◎	○		○			
C 市	防災	○	◎	○		○			
	都市計画	○	◎	○					
	企画	○	◎	○					
D 市	防災	○	○	○					
	都市計画	○	○	◎	◎	○			
	企画	○	○	○	◎				
E 市	防災	○	◎	○	○	○			
	都市計画	○	◎	○	○	○			
	企画	○	◎	○	○	○			

2. 復興準備計画の位置づけについてお伺いします。

(防災部局、都市計画部局、企画部局の方がお答え下さい)

問2. 復興準備計画の位置づけとして、どのようなものが適切だと考えますか。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外の
のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 県・市町村が策定した復興準備計画の内容は、県・市町村の地域防災計画に反映し、県・市町村の防災会議においてオーソライズするものである。
2. 復興準備計画は、地域防災計画とは目的・性質の異なる計画であるため、地域防災計画とは別の新たな位置づけ（法的位置づけ等）を行う必要がある。
3. 別の考えがある。

回答部局		1	2	3	自由記入
A 県	防災	○			復興計画の策定を規定する法律はない。 災害対策基本法に基づく国の防災基本計画に位置づけられた「復興」に根拠付けをしてA県はH9～H10にかけて復旧・復興対策を地域防災計画に位置づ け国の承認を受けた。
	都市計画	○			復興を規定している法律はない。 国の防災基本計画に位置づけられた「復興」を県として地域防災計画に盛り込み国の承認を得たものと聞いている。
	企画	○			現状では法的に位置づけられていない。 国の防災基本計画に位置づけられたものを県として地域防災計画に盛り込み国の承認を得た。
B 市	防災	○			
	都市計画	○			
	企画	○			
C 市	防災	○			地震発生の場合に関係する「復興準備計画」であるから、現実問題として、地域防災計画に位置づけし、防災会議でオーソライズさせるのが、理解を得や すいと考える。
	都市計画	○			
	企画	○			
D 市	防災	○			
	都市計画	○			
	企画	○			
E 市	防災		○		
	都市計画		○		1 だけでは位置づけとして不十分であり、2は理念上は理解できるものの、人的資源に限られる等自治体の現状を踏まえた場合に、現実的ではない。 被災後対応について、合理的な枠組みを新たに構築し、その一環として位置付けることが望ましい。
	企画		○		

3. 復興準備計画の具体的な計画図面や計画数量等の盛り込み方についてお伺いします。(防火部局、都市計画部局、企画部局の方がお答え下さい)

問3. 復興準備計画には、被害想定を前提とした計画図面(例えば、復興対象地区の明示や、各地区ごとの復興手法、手順の明示等)や計画数量(例えば地域ごとの住宅対策需要量等)を盛り込むべきかどうかという点について、貴方の考え方をお教え下さい。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見がありましたら、記入欄にご記入下さい。

1. 復興準備計画は、予め復興計画の下敷きとなる計画を作成するものであるため、被害想定に基づき、できる限り計画図面(絵)や計画数量等を盛り込むべきである。
2. 被害想定と実際の被害は大きく異なることもあり、また被害想定自体、地域的、数量的な精度は高く、被害想定を前提とする計画図面や計画数量は意味がない。事前には手法や手順を定めておき、計画図面や対策需要量は被災後に決めればよい。被害想定については被害の特性やそれに対応した対策のポイント、留意点等、定性的な反映に止めるべきと考える。
3. 被害想定結果を前提とし、例えば、市街地復興については、重点的に復興すべき地区となりうる可能性の高い地区を抽出し、各地区ごとの大まかな復興手法・手順等について記述したり、住宅再建支援について、各地区ごとの対策需要量の推計値を盛り込むといったことは、復興対策の事前の備えに当たっての目標設定、対策イメージの確立に役立つため、復興準備計画にこうした(地区、数量といった)計画的要素を盛り込むことは十分意味があるが、被害想定に限界も考慮した上で、盛り込むべき項目については十分吟味すべきであると考えます。
4. 別の意見がある。

回答部局		1	2	3	4	自由記入
A 県	防火		○			計画図面や計画数量を事前に決めてあっても、被災後の被害調査に基づき計画図面や計画需要量を決め直すことになり、同じ作業を2回する必要はない。
	都市計画 企画		○			被災後の調査に基づき計画図面を描き、対策需要量を決めるのであり、事前に作業してあっても、被災後に見直しなくてはならない。 計画図面や対策需要量を事前に決めてあっても、被災後には必ず実際の被害に基づく図面や需要量は決め直さなければならない。
B 市	防火			○		住民意見の反映、公表の際の住民反応に留意する必要がある。地域の抽出については客観的根拠が必要である。
	都市計画 企画			○		
C 市	防火		○			
	都市計画 企画			○		
D 市	防火		○			
	都市計画 企画			○		
E 市	防火			○		
	都市計画 企画			○		一定条件を暫定的に設定したシミュレーションを繰り返すことにより、都市の特性に応じた必要十分な水準の精度が分かるものと考えられます。

4. 復興準備計画策定段階での住民参加の考え方についてお伺いします。
(防災部局、都市計画部局、企画部局の方がお答え下さい)

問4-1. 地方公共団体が復興準備計画を策定する段階において、住民参加を図るべきか否かについての考えをお教え下さい。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つに○をつけるとともにその選択理由についてもお答え下さい。(選択理由については、あてはまるものについていくつでも○をつけて結構です。) また、選択肢を選ばれた理由や補足等のご意見、または選択肢以外のご意見、または選択肢に記入下さい。

1. 復興準備計画の策定段階において、極力住民参加を図っていくべきである。

(理由)

- a. 復興準備計画は、被災後に策定する復興計画の下敷きとなるべきものであり、そうであるならば、住民参加を図っていくべきである。
- b. 被災後に策定する復興計画に対する合意形成を迅速化するために、復興準備計画策定段階から住民参加を進めておくべきである。
- c. その他 ()

2. 被災後の復興計画策定段階においては、極力住民参加を図っていくべきであるが、事前の復興準備計画策定段階では、住民参加により計画を作成することは、実際には困難であると考ええる。

(理由)

- a. オートライズされている既存の都市計画や総合計画と異なる計画内容について合意の形成を図っていくことは、住民の混乱と誤解を生じさせる恐れがある。
- b. どのような被害が発生するかはつきりしていない段階での合意の形成は困難であると考ええる。
- c. 「被害の発生を前提とした計画の策定」に対し住民の理解を得ることが難しい。
- d. いっぺん地震が起こるかわからないため、財政的な裏付けをすることが困難であり、そうした案を住民に諮る訳にはいかない。
- e. その他 ()

3. 住民参加が困難な項目もあるが、可能な項目もあるため、部分的に住民参加を図っていくべきである。

(理由)

4. 別の考えがある

〈問4-1で1を選択された方にお伺いします〉

問4-2. 問4-1の選択肢2の(理由)にあるような「住民参加を図る上での課題」に対し、どのように対応すべきか、考えをお教え下さい。

回答部局	理由			理由					4	自由記入			
	1	a	b	c	2	a	b	c			d	e	3
A 県	防災					○	○	○					2：県の事業は総合計画に基づいており、総合計画の旨直し作業にあたる復興計画の策定作業も総合計画と同様の体制・手順を踏んで実施することが一番迅速な対応方法だと考えている。 2：県の総合計画の策定手順と同様の手順を踏むことが一番迅速な方法だと考える。 2：迅速な計画策定のためには、総合計画の策定に係る手順等を踏んでいく方が better であると考ええる。
	都市計画					○	○	○					
	企画					○	○	○					
B 市	防災					○	○	○					1-a,bと同様
	都市計画												
	企画												
C 市	防災	○	○	○									4-2：不確定の段階での「合意」は困難性があるが、計画策定の段階でも、住民意見を反映させる等の「場」を設けての住民参加は必要と考える。
	都市計画					○	○	○					
	企画					○	○	○					
D 市	防災					○	○	○					復興準備計画よりも、被害を最小限にするための対策が重要であるため、優先順位を考えると住民の理解を得ることは困難と思われる。 4-2：現在のところ、具体的な対応案はなし。 安易な行政依存を避け、明確な対応関係の周知を図るため、原則論の公開・参加は図ることが必要。
	都市計画												
	企画												
E 市	防災										○		
	都市計画												
	企画	○	○	○									

5. 準備計画の前提とする被害想定についてお伺いします。 (防災部局、都市計画部局、企画部局の方がお答え下さい)
- 問5. 復興準備計画策定の前提として用いる被害想定について、どのようにお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。
1. 国がその発生の切迫性を指摘している東海地震、南関東地域直下の地震 (神奈川県西部地震等) に関する被害想定を前提とすべき。
 2. 各県、市町村にとつてそれぞれ被害が最大となる地震を対象とした被害想定を前提とすべき。
 3. 各県、市町村が各地域の特性を踏まえ、想定しうる地震の被害の規模とその発生確率を考慮し独自に判断すべきと考える。
 4. 別の考えがある。

回答部局		1	2	3	4	自由記入
A 県	防災		<input type="radio"/>			本県の場合 2 = 1 である。
	都市計画		<input type="radio"/>			本県の場合 2 = 1 である。
	企画		<input type="radio"/>			本県の場合 2 = 1 である。
B 市	防災		<input type="radio"/>			
	都市計画	<input type="radio"/>				
	企画		<input type="radio"/>			
C 市	防災		<input type="radio"/>			
	都市計画	<input type="radio"/>				
	企画			<input type="radio"/>		
D 市	防災			<input type="radio"/>		
	都市計画		<input type="radio"/>			
	企画					
E 市	防災	<input type="radio"/>				(※1-2問に矢印 (←) どちらか、という意味か) (※1の欄に小さく「手におえない」とメモ)
	都市計画				<input type="radio"/>	1で挙げられる地震において、被災区域の広がりや単一市町における被害は、地震によって全く異なることから、被害がある程度限定的な地震と広域的かつ壊滅的被害を被る地震の2つのケースを想定する必要があるのではないかと考えられる。
	企画	<input type="radio"/>				

7. 被災状況調査に関する準備計画についてお伺いします。

(防災部局、都市計画部局、住宅部局、福祉部局の方がお答え下さい)

問7-1. 東海地震等、貴市町村に大規模な被害をもたらす地震災害が発生した場合、貴市町村では被災状況調査実施に当たっての広域的な応援体制について、最大どの範囲まで考えておられますか。以下の選択肢の中から該当するものに○をつけて下さい。また、当該調査を他の調査と統合して実施する、あるいは結果を共通して用いるといったお考えはありますか。ある場合は総合化、共通化する他の調査項目名をご記入下さい。

凡例

a 貴(県)市町村職員のみで実施

b 他(県)市町村からの応援を仰ぐ

c その他民間団体等からの応援を仰ぐ

(具体的に:

回答部局	① 応急危険度判定調査 (立ち入りの可否)		② 応急被災度判定調査 (継続使用の可否)		③ 災害救助法適用のための 建物被害調査		④ 罹り証明の発行の ための建物被害調査		⑤ 住宅対策立案のた めの住宅被害調査		⑥ 市街地・集落の復 興計画作成のための 建物被害調査		総合化、共通化する調査項目 および 自由記入欄
	選択肢	担当部署	選択肢	担当部署	選択肢	担当部署	選択肢	担当部署	選択肢	担当部署	選択肢	担当部署	
A 県	防災	c	都市住宅部	c	都市住宅部	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	市町村(必要が あれば県が応援)				総合化、共通化する調査項目:①、②、③、④ 凡例 c 具体例:協定、要綱に基づく応援 ① c 具体例:被災建築物応急危険度判定士の応援
	都市計画	c	都市住宅部	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	市町村(必要が あれば県が応援)				
	住宅	c	都市住宅部	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	市町村(必要が あれば県が応援)				
	福祉	c	都市住宅部	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	健康福祉部(一 義的には市町村)	c	市町村(必要が あれば県が応援)				
B 市	防災	b,c	建築指導課	b,c	建築指導課	b	市民生活課	b	市民生活課				②、③、④、⑤の調査はなるべく、共通に利用できるようにした い。 (※無回答)
	都市計画	b,c	建築指導課	c	なし	b	税制課	b	税制課				
	住宅	b	建築指導課	b	納税課外	b	納税課外	b	住宅課				
C 市	防災	b	建築指導課	b	納税課外	b	納税課外	b	住宅政策課				総合化、共通化する調査項目:②、③、④ (※「納税課外」の外には後から付け足して書いてください)
	都市計画	b	建築指導課	b	納税課外	b	納税課外	b	住宅政策課				
	住宅	b	建築指導課	b	納税課外	b	納税課外	b	住宅政策課				
D 市	防災	a	都市整備部	a	都市整備部	a	納税課、資産 税課、市民税 課	a	財務課、資産 税課、市民税 課				総合化、共通化する調査項目:③、④ (※無回答)
	都市計画	a	都市整備部	a	都市整備部	a	都市整備部	a	財務部・都 市整備部				
	住宅	a	建築課	a	建築課	a	福祉総務課	a	福祉総務課				
E 市	防災	b,c	都市部	b,c	都市部	b	総務部税務課	b	総務部				①、②、③、④、⑤、⑥ (※無回答)
	都市計画	b,c	都市部	b,c	都市部	b	総務部税務課	b	総務部				
	住宅	a	建築課	a	建築課	a	福祉総務課	a	福祉総務課				

8. 復興計画の策定に関する準備計画についてお伺いします。

(防災部局、企画部局の方がお答え下さい)

問8-1. 災害発生後に実際に復興計画を作成する際の、計画策定体制について以下の質問にお答え下さい。

① 復興計画の策定にあたり外部の専門家を含めた審議機関(委員会等)等の設置を考えていますか。

a. 考えている b. 庁内だけで作成する c. その他()

② 復興計画の策定にあたり住民の意見の反映の方法としてどのような方法をお考えですか。

a. 審議機関への住民代表者の参加

b. 住民アンケートの実施

c. 住民アイデアの募集(インターネットの活用等)

d. その他()

③ 復興計画の広域的な整合を図るために近接する地方公共団体が協議の場を設置する必要があると思われませんか。

a. 必要 → a-1 設置主体はどこになるとお考えですか()

b. 必要ない → b-1 その理由()

回答部局	①			②				③				自由記入欄	
	a	b	c	a	b	c	d	a	a-1	b	b-1		
A 県	○			○				○	中心となる地方公共団体 (県、大都市)				
企画	○			○				○	中心となる地方公共団体 (県、大都市)				
防災	○			○	○			○	県				
企画	○			○	○			○	県				
防災	○							○	広域圏事務局の市(B市)				
企画	○			○				○	県				
防災	○			○				○	県				
企画		○			○			○					
防災			○					○	市町村				①、②:未定、(※③「2市3町の協議会」とメモ?)
企画	○							○	県				

9. 市街地・集落の復興に関する準備計画についてお伺いします。

(都市計画部局、農林水産部局の方がお答え下さい)

問9-1. 被害想定に基づき、事前に復興対象地区*を抽出・設定しておくことは災害発生後の復興対策を円滑かつ迅速に行う上で有効であるとお考えでしょうか。

*復興対象地区：被害が大きく、基盤整備を伴う面的な整備事業をかけていく必要があるような地区

- a. 有効である
- b. 有効でない→理由
 - b-1 被害想定精度、信頼性が十分でないから
 - b-2 日常の都市計画等との整合性に問題があるため
 - b-3 その他()

(問9-1でaとお答えになった方のみ)

問9-2. 被害想定に基づき、事前に各復興対象地区ごとの復興手法、復興計画等を計画化しておくことは、必要であるとお考えですか。

- a. 必要である
- b. 必要でない→理由
 - b-1 被害想定精度、信頼性が十分でないから
 - b-2 日常の都市計画等との整合性に問題があるため
 - b-3 その他()

問9-3. 被害想定に基づき、被災が想定される市街地・集落の復興対策に関する準備計画を事前に策定する際に住民参加を図るべきか否かについてお考えをお聞かせ下さい。

1. 復興準備計画の策定段階において、極力住民参加を図っていくべきである。

(理由)

- a. 復興準備計画は、被災後に策定する復興計画の下敷きとなるべきものであり、そうであるならば、住民参加を図っていくべきである。
- b. 被災後に策定する復興計画に対する合意形成を迅速化するために、復興準備計画策定段階から住民参加を進めておくべきである。
- c. その他()

2. 被災後の復興計画策定段階においては、極力住民参加を図っていくべきであるが、事前の復興準備計画策定段階では、住民参加により計画を作成することは、実際には困難であると考ええる。

(理由)

- a. オフソライズされている既存の都市計画や総合計画と異なる計画内容について合意の形成を図っていくことは、住民の混乱と誤解を生じさせる恐れがある。
- b. どのような被害が発生するかわかりきりしていない段階での合意の形成は困難であると考ええる。
- c. 「被害の発生を前提とした計画の策定」に対し住民の理解を得ることは難しい。
- d. いっぺん地震が起こるかわからないため、財政的な裏付けをすることが困難であり、そうした案を住民に語る訳にはいかない。
- e. その他()

3. その他()

(問9-3で1を選択された方にお伺いします)

問9-4. 問9-3の選択肢2の(理由)にあるような「住民参加を図る上での課題」に対し、どのように対応すべきか、お考えをお教え下さい。

問9-5. 市街地・集落の復興対策に関し、参考資料に示した木造密集住宅地、都市型業務・商業地、漁業集落地、観光地といった地区別の復興対策上の課題、留意点、重点施策等を予めとりまとめとめておくことの有効性についてどのようにお考えですか。また、地区の分類の仕方についてどのようにお考えですか。

- (有効性) a. 必要である b. 必要でない →理由
- (地区の分類について) a. 適切である b. 適切でない →具体的に

回答部署	1			2			3						5		自由記入欄						
	a	b (理由)		a	b (理由)		a	b	c	d	2		3			a	b				
		1	2		3	1					2	3	a	b				c	d	a	b
A 都市計画 農林水産	○	○									○	○									
B 都市計画 農林水産	○	○		○							○	○									
C 都市計画 農林水産	○	○		○	○						○	○									
D 都市計画 農林水産	○			○	○						○	○									
E 都市 農林 防災 水産	○	○																			

9-3 (その他): 4.3 と同様

9-4 (対応): 住民参加の方法の研究

9-4 (対応): 行政で作成した案案に対し、住民が意見を述べる「場」を設ける等の住民参加を図る。

9-3 (その他): いわゆる事前復興、防災都市づくりの取組姿勢いかんである

9-4 (対応): 合意形成を図る上での住民の危機意識の相違をどう調整するか

10. 都市基盤の復興に関する準備計画についてお伺いします。

(土木部局、都市計画部局の方がお答え下さい)

問 10-1. 道路(区画街路等を除く)等の都市基盤施設の復興に関し、被害想定に基づき、事前段階において、単なる復旧ではなく復興まで踏み込んだ計画づくりが可能かどうかについてお伺いします。

- a. 既存計画と異なる新たな復興計画を準備しておくことも可能である。
- b. 復旧以外にも既存計画の前倒し実施等の計画を予め準備しておくことは可能である。
- c. 被害想定に基づいて復興計画を予め準備しておくことは困難である。

- 理由 c-1. 被害想定 の精度、信頼性の問題
- c-2. 既存計画との整合性の問題
- c-3. 復旧事業の活用等財源確保との絡みの問題
- c-4. その他 ()

問 10-2. 道路等の都市基盤施設の復興に関し、広域的な観点から、計画の整合性等を調整するための複数の(県)市町村にまたがる協議組織の必要性についてお伺いします。

- a. 必要であるし、設置は可能である → 設置主体 ()
- b. 必要だが設置は困難である → 理由 ()
- c. 必要ない → 理由 ()

問 10-3. 被害想定に基づき、被災が想定される都市基盤施設の復興対策に関する準備計画を策定する際に住民参加を図るべきか否かについてお考えをお聞かせ下さい。

1. 復興準備計画の策定段階において、極力住民参加を図っていくべきである。

(理由)

- a. 復興準備計画は、被災後に策定する復興計画の下敷きとなるべきものであり、そうであるならば、住民参加を図っていくべきである。
- b. 被災後に策定する復興計画に対する合意形成を迅速化するために、復興準備計画策定段階から住民参加を進めておくべきである。
- c. その他 ()

2. 被災後の復興計画策定段階においては、極力住民参加を図っていくべきであるが、事前の復興準備計画策定段階では、住民参加により計画を作成することは、実際には困難であると考ええる。

(理由)

- a. オソーライズされている既存の都市計画や総合計画と異なる計画内容について合意の形成を図っていくことは、住民の混乱と誤解を生じさせる恐れがある。
- b. どのような被害が発生するかはつきりしていない段階での合意の形成は困難であると考ええる。
- c. 「被害の発生を前提とした計画の策定」に対し住民の理解を得ることは難しい。
- d. いつ地震が起こるかわからないため、財政的な裏付けをすることが困難であり、そうした案を住民に語る訳にはいかない。
- e. その他 ()

3. その他 ()

(問 10-3 で 1 を選択された方にお伺いします)

問 10-4. 問 10-3 の選択肢 2 の(理由)にあるような「住民参加を図る上での課題」に対し、どのように対応すべきか、お考えをお教え下さい。

問 10-5. 災害発生後に都市基盤施設の復興計画を検討する際に、道路、河川、都市計画、港湾、漁港といった各関連施設を管理する主体間の調整の場としての協議会組織を(県)市町村の庁内に設置することに
ついてどうお考えですか。

- a. 必要であるし、設置は可能である → 設置主体 ()
- b. 必要だが設置は困難である → 理由 ()
- c. 必要でない → 理由 ()

回答部局	1				2			3					5			自由記入欄	
	a	b	c (理由)		a	b	c	a	b	c	d	e	3	a	b		c
			1	2													
A 県			○	○	○									○			2-a 設置主体：復興計画の所管部局 (県) 5-a 設置主体：復興計画の所管部局 (県) 2-b 理由：被害の実態がわからなければ協議組織の範囲が決まらない 5-a 設置主体：復興計画の所管部局
B 市	○					○							○				2-c 理由：広域都市計画において対応 3-3 その他：4-3 と同様 2-a 設置主体：県 5-a 設置主体：県
都市計画	○				○									○			2-a 設置主体：県 4 (対応)：住民参加の方法の研究 5-a：市町村
C 市		○			○												2-a 設置主体：市町村 4 (対応)：復興計画策定段階において、地域のニーズ、地域の実情を把握するうえで、住民の意見を取り入れる必要がある。 しかし、用地程乱掘所の整理や配水計画の見直しを目的に行うものであり、利害関係に発展しないよう注意しなければならない。 5-a 設置主体：県、記入欄：広域的な各関連施設の連携を合理的に行うために、1つの地方公共団体だけではなく、その施設に関係する地方公共団体との既存の整備計画との整合性を十分い図り、意向を反映させるためにも調整の場として協議会組織は必要である。
都市計画		○			○									○			1-c-1：「被害想定精度」に下線、2：検討までに至っていない 4 (対応)：(4-2 と同様) 不確定の段階での「合意」は困難性があるが、計画策定の段階でも、住民意見を反映させる等の「場」を設置しての住民参加は必要と考える。
D 市		○												○			2-b 理由：市町村ごとのスタンスの違いがあるため 5-a 設置主体：県
都市計画		○															2-b 理由：広域的取組の考え方がまだ確立されていない。 3-3 (その他)：現段階で必要であるべき対応をせずして、被害想定だけを利用して、準備計画を住民参加で作成することは困難である。
E 市																	5-a 設置主体：県または市町村 4 (対応)：阪神・淡路大震災後、復興計画の中で区画整理方式で整理したが、報道によると住民の協力を得るために苦勞した経験がある。

11. がれき処理に関する準備計画についてお伺いします。

(環境部局の方がお答え下さい)

問 11-1. 東海地震等、貴(県)市町村において、復興を要するような大規模な被害が発生した場合のがれきの処理に関し、県、市町村間の広域的な調整を行う協議会組織の必要性についてどうお考えですか。

- a. 県をまたがる広域的な協議会の設置が必要
- b. 県内の市町村間の調整のための協議会の設置が必要
- c. 協議会は必要ない (理由:)
- d. その他

問 11-2. 被害想定に基づき事前に策定する準備計画に盛り込むべき内容として、以下の項目のうちどの項目が該当するとお考えですか。(複数回答可) また、その理由もお聞かせ下さい。

- a. 被害想定に基づくがれき処理の目標量
- b. がれき処理の目標量に対応した仮置場の配置計画
- c. 既存の最終処分場の容量を越えた場合の新規処分場の候補地
- d. がれきの搬送ルート
- e. その他 (理由)

回答部局	1					2					自由記入欄
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
A 県	○					○	○	○			がれき・残骸物処理マニュアルを策定済 (H8) (※回答用紙なし) ・処理量の想定がなされないと処分計画がたてられない。 ・その結果に基づき、借置場の配置計画を立案する。 ・一般的に被害地においては交通の混乱が予想されるので、搬送ルートを予め決定しておく必要(複数)がある。 2-a その他: がれきの区別、再利用、再利用・再資源化計画 ・がれき処理においては、一市町村の処理能力を大きく超えることが予想されるが、近隣市町村も同様であり、広範囲での協力体制構築が必要。 ・新たな最終処分場の確保は、通常の清掃行政でも進まないのが現状である。ましてや災害時用の処分上の確保は非常に困難である。また、候補地を計画で選定したとしても、候補地ががれきを処分することはできない。このような観点から、災害時といえどもがれきの分別、再資源化を行い処分場への流入量を減らす必要がある。
B 市	○					○	○	○			
C 市											
D 市	○								○	○	
E 市	○	○					○			○	

12. 応急住宅対策に関する準備計画についてお伺いします。

(住宅部局の方がお答え下さい)

問 12-1. 震災時の応急住宅対策に関し被害想定に基づき、策定する復興準備計画に盛り込むべき具体的な計画数量として、以下の項目のうち、どの項目が該当するとお考えですか。(複数回答可) また、その理由もお聞かせ下さい。

- a. 住宅の被害想定に基づく応急住宅対策の総需要量の計画値
- b. 応急住宅対策の内訳としての『応急仮設住宅の建設』『公営住宅への一時入居』『民間賃貸住宅の借り上げ』等それぞれの対策量の計画値
- c. 『応急仮設住宅の建設候補地』
- d. その他の計画数量 ()

(理由)

問 12-2. 東海地震等、貴(県)市町村において復興を要するような大規模な被害が生じる災害が発生したような場合、応急住宅対策に関し、県、市町村界付近の応急住宅対策を相互に融通し合う等の広域的な対応を行うことについてどうお考えですか。

- a. 必要であり、かつ可能である
- b. 必要ではあるが、現状の仕組みの中では困難である
- c. 必要ない

(理由)

回答部局	自由記入欄									
	1			2						
	a	b	c	d	a	b	c			
A 県	○		○		○					1: 応急仮設住宅(建設)マニュアルを策定済。建設候補地、建設要量等を把握。総需要量: 被害想定の中核家庭の30%。 2: 市町村ごとに応急仮設住宅建設候補地をリストアップしているが、同一市町村内に計画量の住宅を建設することができない市町村があり、広域的な対応は必要。ただし、住民の同意を得る必要がある。
B 市	○		○			○				1: 空屋への入居が可能である。
C 市			○			○				2: 県の関係各課(住宅担当も含む)と市の関係各課(防災・住宅も含む)の連絡調整がなされていない。
D 市			○			○				1: 応急仮設住宅、公営住宅への一時入居、民間賃貸住宅の借り上げについては作成のための体制、人員が整えば準備計画は可能である。 2: 公営住宅についてはその自治体で建設して運営しているのが現状では困難と思われるが今後広域的に協力し連携すれば可能と思われる。
E 市	○	○	○			○				1: a~cについては、それぞれデータが必要となると思われるが、庁内の検討が必要である。

13. 恒久的住宅対策に関する準備計画についてお伺いします。

(住宅部局の方がお答え下さい)

問 13-1. 震災時の恒久的な住宅対策に関し、被害想定に基づき策定する準備計画に盛り込むべき具体的数量、図面等として以下の項目のうち、どの項目が該当するとお考えですか。(複数回答可) また、その理由をお聞かせ下さい。

- a. 住宅の被害想定に基づく恒久住宅対策の総需要量の計画値
- b. 恒久住宅対策の内訳としての『災害復興公営住宅の建設』『民間賃貸住宅の供給促進』『持ち家住宅の自力再建支援』等の各種の個別対策のそれぞれの需要量の計画値
- c. 災害復興公営住宅の建設候補地
- d. 災害復興公営住宅のモデルプラン
- e. その他 ()

(理由)

問 13-2. 震災時の応急住宅対策に関し、県、市町村界付近の災害復興公営住宅を相互に融通し合う等の広域的な対応を行うことについてどうお考えですか。

- a. 必要であるし、実現可能である
- b. 必要ではあるが、現状の仕組みの中では困難である
- c. 必要ない

(理由)

回答部局	自由記入欄									
	1			2						
	a	b	c	d	e	a	b	c		
A 県	住宅	○	○	○						1:ふじの国住宅復興プランを策定(H10)建設候補地は県有地・企業局の増設住宅地等にならない。 2:入居者の選定を広域的に行うことは必要であり対応すべき。住民への説明、同意をどう取り付けるかが課題。 1:恒久住宅対策は、総需要量の把握なくして進めることができない。また、直ちに公営住宅を建設するためには、事前にモデル的な図面等の作成しておく必要がある。 1:現在実施している利子補給制度を見直す。 2:県や各市との調整が一切ない。
B 市	住宅	○		○			○			
C 市	住宅		○				○			
D 市	住宅						○			1:災害復興公営住宅の建設、民間賃貸住宅の供給促進、持ち家住宅の自力再建支援等については必要と考える。またそのための体制と人員の確保が必要である。 2:震災時は広域的対応は必要である。各自治体は相互に協議連携するための仕組みを検討すべきと考える。
E 市	住宅								○	1:所管外(災害復興公営住宅については未検討)

15. 被災者の経済的支援に関する準備計画についてお伺いします。

(財政部局、福祉部局の方がお答え下さい)

問 15-1. 震災の被災者への経済的支援等として、既存の制度による支援に加え、さらに貴市町村として新たな制度（例えば、阪神・淡路大震災において復興基金を用いて行われた各種の支援施策等）について事前に検討し、準備計画に盛り込むことについてどのようにお考えですか。

- a. 事前に検討し新たな支援策を計画に盛り込みたい
- b. 事前に検討することは必要だが、計画に盛り込むことは困難
- c. 事前に検討してもあまり意味がない

(理由)

回答部局		a	b	c	自由記入欄
A 県	福祉		<input type="radio"/>		財政的な裏付けがないものは実現？ 計画では必要に依り、発災後復興基金を設立する。 新たな制度を規定しても財政的な裏付けが約束されたものではない。本件の地域防災計画における震災復興基金の創設については、発災後、必要に応じて震災復興基金の設立を検討する、とされている。
	財政		<input type="radio"/>		
B 市	福祉		<input type="radio"/>		(*無記入)
	財政				
C 市	福祉				可能であればそれが必要だが、その合意には至っていない。 現在では、制度化については、検討されていない。
	財政		<input type="radio"/>		
D 市	福祉		<input type="radio"/>		事前に各種の支援施策について、検討することは必要と考えるが、災害の規模、状況等具体的に想定できないと計画に盛り込むことは困難と考える。
	財政				
E 市	福祉		<input type="radio"/>		(*無記入)
	財政				

16. ボランティア活動の支援に関する準備計画についてお伺いします。

(県民・市民生活部局の方がお答え下さい)

問 16-1. 貴市町村においては復興まちづくり、被災者の住宅再建における建築相談、メンタルヘルスキューアの復興対策の分野におけるボランティア活動についてのようにお考えですか。

- a. 積極的に活用して行くことを前提に計画にも位置づけて行きたい
- b. 活用したいと思うが、予めあてにできるものではないため、復興準備計画に盛り込むべき内容ではない
- c. 復興対策の分野においてはボランティアの活用は考えていない
- d. その他 ()

(理由)

問 16-2. 貴県市町村では、復興対策上、ボランティア活動に特に期待する分野はどのような分野ですか。(例、被災状況調査、復興まちづくり、被災者の住宅再建上の建築相談、被災者のメンタルヘルスキューア)

回答部局	1				自由記入欄
	a	b	c	d	
A 県 県民・市民生活		○			1：避難所の運営支援、物資の仕分け、配送の手伝い
B 市 県民・市民生活		○			2：被災者の住宅再建上の建築相談、被災者のメンタルヘルスキューア、仮設住宅に住む被災者の相談全て
C 市 住宅		○			1：被災者の住宅再建における建築相談を想定した場合、復興対策は長期にわたるので、建築士等のボランティアの確保が困難であると考えられる。 また、都市基盤の復興（区画整理等）との関連を考慮すると、適切な建築相談業務を行うのは困難であると考えられる。 2：都市基盤の復興計画が確定した後の一般的な住宅再建上の建築相談
D 市 県民・市民生活	○				1：災害時、被災者に対してどの程度の対応ができるのか、想定はできないため、有事において迅速で的確な対応を、可能な限りきめ細かに行っていくためには、ボランティア活動の積極的な活用が必要である。 2：被災状況調査、被災者のメンタルヘルスキューア、復興まちづくり被災者の住宅再建の建築相談等
E 市 県民・市民生活	○				1：被災者の住宅再建における民事上のトラブルや被災後の生活していく上での心配事などあらゆる相談に応じていきます。 (※2：問の「建築相談」「メンタルヘルスキューア」に下線)

18. 医療・保健・福祉対策に関する準備計画についてお伺いします。

(衛生・医療部局、福祉部局の方がお答え下さい)

問 18-1. 貴市町村では、被災地における地域医療の再開の遅れや仮設住宅建設地における新たな医療ニーズの発生に対応するための仮設診療所の設置に関し、被害想定に基づき計画を策定しておくことについてどうお考えですか。

- a. 被害想定に基づき計画化しておくべき
- b. a.に加えさらに仮設診療所の建設候補地についても計画に盛り込んでおくべき
- c. 仮設診療所は必要ではないが、復興準備計画に入れるままではない
- d. 仮設診療所は必要ないと考える

(理由)

		回答部局				自由記入欄
A 県	福祉	a	b	c	d	
	衛生・医療	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			東海地震に対する医療救護計画を策定している。 東海地震に対する医療救護計画を策定しているが、仮設住宅建設地までを想定したもものにはなっていない。必要性は感じるが、発災後の対応でも可能。
	福祉	<input type="radio"/>				(※aの〇の欄に「?」)
B 市	衛生・医療				<input type="radio"/>	本市では、災害応急対策として避難地に医療救護所・仮医療救護所を設置して対応しており、医療機関の復旧が遅れた場合には、その地域の医療救護所等が引き続き続き医療救護活動を行うことになるため。
	福祉		<input type="radio"/>			急な対応を迫られたときに、的確な情報に基づく判断が難しい場合もある。
C 市	衛生・医療			<input type="radio"/>		C市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合には、36ヶ所の救護所が自動的に開設されることとなる。 本市の住民活動は、連合自治会単位（ほぼ旧市町村単位、以下「地区」という）でまとまっており、このためどの地区においても救護所が設置される状況にある。 つまり全市的に配置されることとなり、救護所が開設されると、閉所の時期を決定するまでは、開所継続ということになるので特に計画に入れる必要はないとおもいます。 (余白にメモ書きあり)
D 市	福祉	<input type="radio"/>				既存の医療施設が、災害の程度によりどの程度対応できるのかにもよるが、人命救助が第1であること、また交通・通信手段が隔絶されることなどが想定されるので、仮設診療所は予め計画化しておくべきと考える。
	衛生・医療					(※上記と同じ意味)
E 市	福祉		<input type="radio"/>			発災後に検討し始めるのでは遅い。
	衛生・医療					

19. 教育・文化対策に関する準備計画についてお伺いします。

(教育部局の方がお答え下さい)

問 19-1. 震災時の学校施設の復興支援、被災した児童・生徒への支援等において、既存の制度による支援に加え、貴市町村として新たな制度（例えば、阪神・淡路大震災の際に、復興基金を用いて行った私立学校等の復旧支援等）について事前に検討し、準備計画に盛り込むことについてどのようにお考えですか。

- a. 事前に検討し、新たな支援策等を計画に盛り込みたい
- b. 事前に検討することは必要だが、計画に盛り込むことは困難
- c. 事前に検討してもあまり意味がない

(理由)

回答部局		a	b	c	自由記入欄	
A 県	教育		<input type="radio"/>		財政的な裏付けが約束されていないので具体的な記述は難しい。新たな制度の創設を検討する程度の記述ならば可能。	
B 市	教育		<input type="radio"/>			
C 市	教育		<input type="radio"/>			震災の規模等複雑であり、計画に盛り込むことは難しい。
D 市	教育		<input type="radio"/>			たとえば市立学校施設の復興に多額の費用が必要なため、私立学校等への復旧支援等は困難と思われる。
E 市	教育					巨市では地域防災計画は作成されているが、災害復旧計画は項目のみで、復興計画は作成されていない。以下のアンケート調査の回答については自治体の防災、復旧計画等を総括する防災対策部に委ねる。

20. 情報発信・相談業務等に関する準備計画についてお伺いします。

(広報部局、県民・市民生活部局の方がお答え下さい)

問 20-1. 震災時の生活復興のための関連情報の提供・相談、中小企業等地域の産業復興関連情報の提供・相談、復興まちづくり、住宅復興等に関する情報の提供・相談といった各種の情報の提供・相談業務を1箇所
で対応するワンストップセンターの設置計画を準備計画に盛り込むことについてどのようなようにお考えですか。

- a. 必要かつ可能であり、かつ計画を盛り込むべきである
- b. 必要かつ可能であるが予め計画を準備しておく必要はない
- c. 必要であるが、今の仕組みの中では実施は困難である
- d. 必要ない

→

→ 設置する地域単位はどのような地域単位ですか

(理由)

回答部局		a	b	c	d	設置する地域単位	自由記入欄
A 県	県民・市民生活	○				県行政センター単 位	震災復興相談センター設置マニュアル策定済 (H9)
	広報	○				県行政センター単 位	
B 市	県民・市民生活			○		6 支部単位がよい が、人員により1 ヶ所となる可能性 大	# (※2つ回答あり)
	広報						
C 市	県民・市民生活						(※欄外に「本部設置時、広報課は担当外」) (※回答用紙返却なし)
	広報						
D 市	県民・市民生活	○				自治会連合会	災害時においては、正確な情報が適切に、しかも速やかに発信できまた収集できることが、被災者の不安を解消する面からも必要である。 自治会連合組織は、日頃から行政と市民のパイプ役として、市民情報を行政に反映するとともに、行政情報の市民伝達を行っていること から、市民の信頼は高く組織もしつかり機能しており、組織率も96%の状況にある。 (※無回答)
	広報						
E 市	県民・市民生活	○				市内全域	被害は市内全域に及ぶものと考えられます。従って市民からのあらゆる問い合わせが殺到することが予想されますので、混乱を解消する ため総合相談窓口を開設する必要があります。
	広報						

その他意見・要望等

回答部局		意見
A 県	土木	地震発生前に写真を描くことは困難。手順を予め検討しておくことは可能。
B 市	教育	大規模災害の被災後は、市民の安全や日常生活の確保の優先が第一ではあるが、文化財の復旧についても、被災状況の把握など速やかな対応が必要となるため、そうした行動の裏付けとなる災害時の文化財保護の基本的な行動指針の整備を望みたい。
C 市	土木	災害によって被害を受けた場合、長期にわたって交通機能が停止すると、被災者の生活再建、事業再建に大きな影響を与えるため、迅速な復旧を図ることが必要である。そのためには、道路・橋梁等災害が予測される箇所について、迂回路の確認、代替路線の有無等、基本的な措置はもとより既存計画の前倒しによる道路整備の先行や用地問題、排水系統の問題を整理するためにも、新たな整備計画の作成による復興計画は進めていく必要がある。
	商工労働	復興準備計画についての検討を行っていないため、現時点で是非を判断することは困難である。今後設問にある事柄についての施策の検討は必要と思いますが、全庁的な合意形成が大事であると考えます。
D 市	財政	財政の目的がなければ、制度の整備も制約されてしまう。
	農林水産	林政関係 ・本市・北郷には急傾斜地域のところもあるが、想定される被害の予想がつかないため、具体的対策想定がつかない。また、集落への生活関連林道等が数多くあるため計画を策定する際にはその点について十分考慮をお願いします。 農政関係 ・想定される被害が現実のものではないため、具体的な対策は難しい。 ・農業関係の施設については、生産活動と直結しているため復興については短期間で対応を策定する際には、その点について十分考慮してもらいたい。 ・現在の農業施設は、農業生産基盤という考えの他に、市民生活に直接影響をもたらすものも多く、計画を策定する際には、任意計画としての策定は難しいと考えられる。
	都市計画	結論として、策定について、庁内において情報・データが整っておらず、また、庁内の合意が存しない現状においては、任意計画としての策定は難しいと考えられる。
E 市	商工労働	どの程度の被害を想定するかにより計画の内容が大きく変わるものと考えられる。又特に、直接的な大規模被災を想定した場合は、一市町村での支援策等は現実的にかなり難しい面があるものと考えられる。
	水産	水産業の場合：基盤となる漁港や漁船等生産手段の整備が急務となる。また、復興までの間、共同事業による生産手段も一手法として考えられる。

計画項目の適性について

7. 被災状況調査に関する準備計画についてお伺いします。

(防災部局、都市計画部局、住宅部局、福祉部局の方がお答え下さい)

問7-2. 発災後に実施する被災状況調査に関する準備計画として、以下に示す項目構成において不足している項目、不適切な項目等がありましたらご指摘下さい。また、下記に示した項目に関する計画を事前に作成しておくことは可能でしょうか、困難であると思われる項目の口の中にチェックをして頂くとともに、その理由を a~e の選択肢の中から選び()内にご記入下さい。(参考資料 p.00~p.XX参照)

(困難な理由)

- a. 庁内において、必要となる情報、データが整っていない
(具体的に：)
- b. 庁内の合意が得られない
- c. 作成のための体制、人員が整っていない
- d. 被害想定には精度的な限界があるため、ここまで決めることはできない
- e. その他

<被災状況調査>

項目構成	A 県			B 市			C 市			D 市			E 市			その他記入欄	
	防災	住宅	福祉	防災	住宅	福祉	防災	住宅	福祉	防災	住宅	福祉	防災	住宅	福祉		
市街地・集落の復興、都市基盤の復興の基本方向に係る調査(県、市町村、民間事業者)					c									所管外	b		
建築物等への立入りの可否を判定するための調査(県、市町村)									a	c							(E市・住宅)応急危険度判定については、公共施設については建築課が対応。
市街地・集落の復興に係る調査(市町村)					c				a	c				所管外	b		
住宅対策に係る調査(県、市町村)					c				所管外	c				所管外			
被災者の経済的支援に係る調査(市町村)									所管外				b	c	d		
(り災証明の発行のための建物被害調査)					c				所管外					所管外			c
地域産業復興支援に係る調査(県、市町村)					c				所管外					所管外			困

※不：不適切 困：困難

8. 復興計画の策定に関する準備計画についてお伺いします。
 (防災部局、企画部局の方がお答え下さい)

<復興計画の策定>

項目構成	A県		B市		C市		D市		E市		困難な理由 、その他
	企画	防災									
復興計画策定体制の決定							c				
庁内組織の設置	b	b									
審議会の開催											
連絡協議会の設置											
復興計画の策定											
復興計画基本方針の策定											
分野別復興計画の策定							ad				
復興計画の策定							d				
復興計画の公表											

※不：不適切 困：困難

その他：(A県・企画)部、職の新設までを確約することは現状困難。 臨時的組織で対応。

9. 市街地・集落の復興に関する準備計画についてお伺いします。
(都市計画部局、農林水産部局の方がお答え下さい)

<市街地・集落の復興>

項目構成	A市		B市		C市		D市		E市			困難な理由・不足項目
	都市計画	農林水産	都市計画	農林水産	都市計画	農林水産	都市計画	農林水産	都市計画	農林	水産	
復興対象地区の設定(県、市町村)												
復興対象地区の決定	d	d										
復興整備条例の検討	b	b										
地区ごとの復興準備計画の作成(市町村)												
地区ごとの復興方針の作成	d	d					d	d	c			
地区ごとの建築制限方法の検討							d	d	c			
地区ごとの整備手法の決定							d	d	c			
復興まちづくり推進施策の抽出(市町村)												(A.県)：以下、行動計画としては必要。実現については？
コンサルタント等専門家の派遣							d	d	c			
市街地整備手法、集落整備手法等に関する説明会の実施							c	c	c			
組合施行の土地区画整理事業に対する復興法の適用									不			
共同化等の誘導										c		
開発指導要綱に基づく民間開発事業者との協議・指導											困	
緑街区画整理事業実施の推進												困

※不：不適切 困：困難

その他：(D市・都市計画) 検討までに至っていない

10. 都市基盤の復興に関する準備計画についてお伺いします。
 (土木部局、都市計画部局の方がお答え下さい)

<都市基盤施設の復興>

項目構成	A 県		B 市		C 市		D 市		E 市		その他記入欄
	都市計画	土木									
道路・交通基盤の復興 (県、市町村)											
路線ごとの復旧・復興方針の作成	d	d	d	c	c	c					
道路ネットワーク整備方法の検討		d	d	c	e	e	d				(C市・土木) 各地方公共団体との協議・調整が必要である。
事業実施方法の検討		d	d	c							
公園・緑地の復興 (市町村)											
公園・緑地の復旧・復興方針の作成		d	d								
公園・緑地のネットワーク整備方法の検討	d	d	d				d				
事業実施方法の検討		d	d								
物流基地・港湾の復興 (県、港湾管理者)											
復旧・復興方針の作成											
復興計画等を作成する組織の設置											
事業実施方法の検討											
ライフライン施設の復興 (市町村)											
ライフライン施設の復旧方法の検討											
災害に強いライフライン施設の整備方法の検討											

※不：不適切 困：困難

その他：(A県) 行動計画としての位置づけは可能。財政的な裏付けがなければ実現？

11. がれき処理に関する準備計画についてお伺いします。
(環境部局の方がお答え下さい)

<がれき処理>

項目構成	A 県	B 市	C 市	D 市	E 市	その他記入欄
	環境	環境	環境	環境	環境	
災害廃棄物処理事業需要量の把握 (市町村)						
がれき処理に係る組織の設定 (県、市町村/広域対応)						
がれき処理実施方針の作成 (県、市町村)						
解体処理の実施計画の作成 (市町村)						
がれき処理方法の決定 (県、市町村/広域対応)						

※不：不適切 困：困難

不足項目：需要に対し、処分場が不足する場合の対応策 (D市・環境)

なし (B市・環境)

その他：(C市・環境) 回答用紙なし

(D市・環境) (※理由dに○)：大まかな予想にたよるため、予想量を大きく上回った場合の対応が難しい。

(E市・環境) 上記項目は必要と思われる。

12. 応急住宅対策に関する準備計画についてお伺いします。
(住宅部局の方がお答え下さい)

<応急住宅対策>

項目構成	A	B	C	D	E	その他記入欄
	県 住宅	市 住宅	市 住宅	市 住宅	市 住宅	
応急的な住宅対策の需要量の算出 (県、市町村)	a			d		
各施策の供給可能戸数の算出 (県、市町村)						
応急仮設住宅の建設				c		
公営住宅への一時入居			d	d	d	(E市・住宅) 公営住宅そのものの被害想定が見算出かつ、恒常的に空き家戸数が少ないため、対応は困難と思われる。
借上げ民間賃貸住宅への一時入居	a			d	所管外	
地域の特性に応じた施策の実施方針の作成 (県、市町村/広域対応)				e	所管外	
施策の具体的な実施方法の作成 (県、市町村)				c	所管外	

※不：不適切 困：困難

その他：(A県) 目標値としての算出は可。

13. 恒久的住宅対策に関する準備計画についてお伺いします。 (住宅部局の方がお答え下さい)

<恒久的住宅対策>

項目構成	A 県	B 市	C 市	D 市	E 市	
	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	
公営住宅の供給 (県、市町村)						
既存の公営住宅の整備計画の前倒しによる整備		d	d	b c	b	(E市) 現在、市営住宅管理計画を策定中であり、管理戸数については現状維持、老朽化住宅については当面リフォームで対応していく方向である。発災時には、これらのストックとの調整を図り、整備計画を策定することになるが、片内的合意を得ることが一番のポイントになると思われる。
新たな公営住宅の整備計画の作成および実施		d	d	b c	b	
民間賃貸住宅の公営住宅としての活用		b	d e	b		
公営住宅の家賃の減額				b d		
民間賃貸住宅の供給および民間賃貸住宅への入居支援 (県、市町村)						
特定優良賃貸住宅供給促進事業等の活用			d e	c		所管外
住宅供給等に関する協議会の設置				b		所管外
民間賃貸住宅への入居支援		a		c a		所管外
自力再建の支援 (県、市町村)						
利子補給の実施			d	b		所管外
既存不適格建築物対策の実施			c			所管外
住宅に関する情報の提供		a		c		所管外
マンション等の再建支援 (県、市町村)						
総合設計制度等の活用	a					所管外
専門家の派遣	a			b		所管外
合意形成のための活動支援	a					所管外
優良建築物等整備事業等の活用	a					所管外

※不：不適切 困：困難 不+アルファベット：不適切・理由付き アルファベット：困難理由

その他：(A県) 行動計画としての位置づけは可能。財政的裏付けがなければ実現は？

14. 雇用対策に関する準備計画についてお伺いします。
(商工労働部局の方がお答え下さい)

<雇用対策>

項目	項目構成					その他記入欄
	A 県 商工労働	B 市 商工労働	C 市 商工労働	D 市 商工労働	E 市 商工労働	
事業者支援			a			(C市) 未検討のため
事業者などへの雇用維持の要請 (県、市町村)						回答不可
助成金制度の活用、創設 (県、市町村)	b		a			(A.県) 財政的な裏付けがない (創設に関して) (C市) 未検討のため
雇用・労働相談窓口の開設 (県)						回答不可
離職者支援						
助成金制度等の活用、創設 (県、市町村)	b		a			(A.県) 財政的な裏付けがない (創設に関して) (C市) 未検討のため
職業斡旋の推進 (県、市町村)			a		a	(C市) 未検討のため (B市) 職業斡旋を現在行っていないため、復興期に急に斡旋事業を行うことは困難と考えられる。 県、ハローワークなどの活動を広報・周知するという面での支援は可能かと考えられます。

※不：不適切 困：困難

その他：(B市) 全体として国・県のサポート役としての役割となるのではないか。
(D市) ※特に項目にチェックはないが、理由 a に○

15. 被災者の経済的支援に関する準備計画についてお伺いします。
 (財政部局、福祉部局の方がお答え下さい)

<被災者の経済的支援>

項目構成	A市		B市		C市		D市		E市		その他記入欄
	福祉	財務	福祉	財政	福祉	財政	福祉	財政	福祉	財政	
災害相応金の支給 (市町村)					c					c	
災害障害見舞金の支給 (市町村)					c	a				c	
災害援護資金の貸付 (市町村)			e		c					c	e (静岡・福祉)：貸付金の回収の目的が立たないと思われるため
被災者生活再建支援金 (県)					c						
生活福祉資金の貸付 (県、市町村)			e		c	a				c	e (静岡・福祉)：貸付金の回収の目的が立たないと思われるため
災害見舞金等の支給 (市町村)					c					c	
義援金の支給 (県、市町村、その他)					c				d	c	

※不：不適切 困：困難

その他：(A市・福祉) 行動計画として計画に位置づけている。
 (A市・財政) 行動計画として既存の制度を規定することは可能。

16. ボランティア活動の支援に関する準備計画についてお伺いします。
(県民・市民生活郵局の方がお答え下さい)

<ボランティアの支援>

項目構成	A 県	B 市	C 市	D 市	E 市	その他記入欄
	ボランティア活動拠点の設置(市町村, 社会福祉協議会)	県民市民生活	県民市民生活	住居	県民市民生活	
ボランティアへの情報提供(市町村, 社会福祉協議会)						

その他：(A県) 全市町村で活動拠点が位置付けられているわけではない。
(C市) 指摘等なし
(E市) 不適切なし

※不：不適切 困：困難

17. 地域産業復興支援に関する準備計画についてお伺いします。
 (商工労働部局、農林水産部局、財政部局の方がお答え下さい)

<地域産業復興支援>

項目構成	A.県			B.市			C.市			D.市			E.市			その他記入欄
	財政	商工労働	農林水産													
面々の事業者を対象とした支援																
金融、税制面での支援 (県、市町村/広域対応)	b	b	b	e	a		d	b	d	d						
地方公共団体独自の融資制度等の拡充	b	b	b	e			d	d	d	d						
既往制度の拡充等				e												
金融機関の資金の円滑化を図るための支援				e	a		d	d	d	d						
相殺窓口の設置								c								
税の減免				e				b	d							
事業の種の確保 (県、市町村/広域対応)																
貸付型共同仮設工場、店舗の設置				e	a		d									
仮設工場、店舗の建設の支援				e	a		d									
民間貸付工場、店舗の情報の提供					a		d									
農林漁業者に対する支援 (県)																
災害復旧事業、故民復旧事業の支援																
地方公共団体独自の融資制度等の拡充	b	b	b													
農林漁業従事者の雇用・就労対策の実施																
地域経済全体に影響を及ぼす支援 (県、市町村/広域対応)																
商談会等の開催、イベントの実施、観光・地場産業のPR																
新分野進出、事業転換等の支援																
産業復興計画等の策定に対する協力 など																

※不：不適切 因：困難

不足項目：商工会議所等民間関係団体との協力的体制・協力事項 (E市・商工)
 その他：(A.県) 行動計画として定めることは可能、財政的裏付けが約束されていない項目の実現は？

(C.市・商工) 全 a：未検討のため

(C.市・財政) 財源の見込みが付かなければ制度化できない。

(D.市・財務) 市民税固定 OK、税法上可能

(E.市・農林) 回答不可

18. 医療・保健・福祉対策に関する準備計画についてお伺いします。
(衛生・医療部局、福祉部局の方がお答え下さい)

<医療・保健・福祉>

項目構成	A 県		B 市		C 市		D 市		E 市		その他記入欄
	福祉	医療									
医療サービスの充実(県、市町村)											
仮設診療所・巡回移動診療所の設置											
医療施設の再建	d	d	c								
保健サービスの充実(県、市町村)											
メンタルヘルスケアの実施											
健康診断・健康相談の実施											
福祉サービスの充実(県、市町村)											
一時入所の実施		e									(B市・福祉)：一時入所分のスペースを計画に盛り込むだけの余裕が受入れ側にはないと思われる。
施設サービスの拡充				b							
要介護者の訪問支援の実施				b							
緊急通報システムの整備				b							
福祉ボランティアとの連携	不	不									(A県) A県では医療に関する応援は協定に基づいて人的な資源を確保。ボランティアは自発的な応援であり、計画に位置づけることには無理がある。
外国人に対する支援(県、市町村)	a	a									
外国人情報窓口の設置											
外国人相談窓口の設置											
外国語による情報提供の実施											

※不：不適切 困：困難不+アルファベット：不適切・理由付き アルファベット：困難理由

不足項目：事前に災害弱者の実態を把握しておく必要がある。(E市・福祉)

19. 教育・文化対策に関する準備計画についてお伺いします。
(教育部局の方がお答え下さい)

<教育・文化の復興>

項目構成	A 県	B 市	C 市	D 市	E 市	その他記入欄
	教育	教育	教育	教育	教育	
教育の復興				b c		
教育施設の再建 (県、市町村)		d				(D市・教育) 理由：庁内の合意および作成のための体制人員が整っていないため困難である。
教室の確保 (県、市町村)		d				
被災児童・生徒への支援 (県、市町村)						
文化施設、文化財の復旧						
文化・社会教育施設の再建 (県、市町村)				b c		(D市・教育) 理由：庁内の合意および作成のための体制人員が整っていないため困難である。
文化財の保護・復旧 (県、市町村)						

※不：不適切 困：困難

その他：(A・県・教育) 行動計画としての位置づけ。

20. 情報発信・相談業務等に関する準備計画についてお伺いします。
 (広報部局、県民・市民生活部局の方がお答え下さい)

<情報提供・相談業務>

項目構成	A 県		B 市		C 市		D 市		E 市		その他記入欄
	県民市民生活	広報	県民市民生活	広報	県民市民生活	広報	県民市民生活	広報	県民市民生活	広報	
相談窓口 (県、市町村)						c d					
相談所の設置						c d					
電話相談の実施						c d					
情報提供 (県、市町村)											
パンフレットの作成			d	可		c d				c	
地方公共団体の広報紙への掲載				d							
マスメディア (新聞・CATV等) 等による情報発信				d							

※不：不適切 困：困難

不足項目：(A県) インターネット等を使った情報発信
 (B市・広報) 情報提供において、ホームページへの掲載